



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



刊行宣言

こゝに収録した、議會速記録は、衆議院議員今井新造氏が、第七十三議會より、第七十六今
議會に亘る四ヶ年間に於て、眞摯なる熱情をもつて、断乎として所信に邁進し、敢然、起つて
議場に咆哮せる質問演説を速記録の對話體の形式のまゝ編輯致したものあります。

申すまでもなく、議員の議場に於ける發言には、一沫の虚言も許されず、一絲の詐意も織り
込まねば居りませぬ。國家の選良である代議士今井新造氏が、皇道の大義に燃え萬民翼賛の
赤誠を吐露したる發言に對しては我等は満腔の信服を致すものであります。

虚々として進展せず、或は全然その緒にさへ就かぬと云ふ例は、古今東西に極めて稀であります。而も、こゝに収録した、四ヶ年の速記録集に觀られる如く、皇紀まさに二千六百一年、
天皇御親政、萬民翼賛の叫ばれつゝある昭和聖代の現在に、この稀有の怪事實が現存してゐるのであります。こんなことでは、口に百萬遍臣道實踐を唱へ、億の標語に一億一心を識したと

て、何にもなりはしないのであります。こんなことでは、靖國の神と祭られる十萬一千の英靈に對し、將又、酷寒、酷暑の大陸の戰場に現在、命を的て敢闘せられつゝある將兵諸士に對しても慚鬼汗顏の至りであると思ふのであります。

◇

戰時體制下の現時に於て、その戰爭目的遂行上に障害を來すが如き、極めて不適正なる浮遊層が、政治・經濟界の上層部に蟠居しある事實に就ては、弊社既刊にかゝる『小山亮代議士小林商相機密漏洩並びに脫稅問題に對する質疑應答』なる議會速記錄集に於て、完膚なきまでに剔抉致しをきました。本事件が、今より四年前、今井代議士によつて、議會に問題化せられしにも拘らず、その發言の際には、各國務大臣、各委員をはじめ、代議士、新聞記者多數傍聴せらるにも拘らず官政界は勿論言論界に於てすらなほ本件に對し默殺的態度に出でしことは、本事件が前述の極めて不適正なる浮遊層と錯雜せる因果關係を綴結しあるを物語るものと云ふべきであります。本事件に對し、特に同憂具眼の士の重且つ大なる注視を要する所以がこゝにあり弊社が多大の犠牲を排してこの速記錄を刊行せし所以も亦こゝにあるのであります。

◇

この速記錄集を通じて、脉々として一貫するところのものは、即ち正を踐み義を貫くところの破邪顯正の大精神であります。悠久二千六百年のわが日本民族史に炳乎として輝く革正の大

道であります。我等はこの信念に燃え、この所信を貫くことこそ、云ふところの臣道實踐であり、職域奉公なりと確信致すのであります。我等は淺才、微力乍ら、その資力の續く限り革正の大道に突進せんことを期するものであります。来るべき第七十七議會に於て、五度今井代議士が、その舌戦を開けるならば、弊社は再び、三度かぐの如き速記錄を刊行して同憂具眼の士にまみえるであります。更になほ、同志を動員し、文化戰鬪陣を編成して、目的達成に邁進するであります。

◇

我等はかくして、實踐政治による明朗日本を要望し、一億一心、萬民翼賛による強力日本を待望するのであります。

我等の理念はつねに英靈とともにあり、我等の信念は確固不拔である。

昭和十六年四月

編 者 識 す

『私は何故に天理教と闘つたか？』 ——而もなほ闘ひ続ける！——

代議士 今 井 新 造

天理教に就て議會で始めて質問し、政府に取調べと處斷を要望したのは、昭和十三年の春、國家總動員法審議の委員會であつた。

爾來四年間、来る年も／＼、根氣よく同じ質問を繰返し續けて來たが、私の信念が達成されるまでは、今日以後も、この闘ひは不退轉に續けられるであらう。

×

×

×

×

天理教が、もしも現在の姿で日本に存在するならば、日本には政府もなく、法律も無いも同様だと私は思ふ。

天理教が、このまゝ存在するかぎり、大臣などが如何に國體の明徴を唱へても、いくら臣道實踐を叫んでも、畢竟意義のないことだと思ふにつけども、私の命のある限りは、あらゆる手段をつくして私は闘ひ続けるつもりだ。

私のこの心持は、議會に於て制限された僅かな時間をもつて、政府に質問した私の言葉を聽いた人達は、誰もよく解つてくれること、と思ふ。

忠節を盡すをもつて本分とする日本臣民であるかぎり、不義と邪惡を憎む日本人であるかぎり、誰でも理解し、共鳴し、義憤を感じずにはをられまいと思ふ。

これがもし解らないといふならば、その人は大義の何たるを解せざる非國民であり、解つても悲憤義憤を感じぬ人があるならば、その人は日本人として良心の麻痺した生ける屍である。

昭和十三年の春、全く未知の私を宿舎に訪ねて來て、天理教の大逆不敬と一切の罪惡を訴へた山中重太郎氏は、七十の老齢とは思へぬ氣魄に満ち闘志に燃えた若々しさで、熱火の如き口調辯舌をもつて、論理整然、大義を説き、名分を論じ、獨力單身、あらゆる苦難を忍びつゝ、三十餘年間、天理教と闘ひづけた經過を聲涙共に下つて語るのであつた。『これまで永い間、各方面の有力者に頼んでみたが、みないけません。天理教から金とつて寝返り打つ者はばかりで政治家だ、議員だ、學者だ、志士だ、名士だと偉そうな顔をして世間をござまかしても、悪い奴ばかりでどうにもならぬ。雑誌も新聞も自分から種を持ち出して二三回攻撃すると、すぐに金とつて、あとはぶつづり書かぬやうになるでみんないかん。こんなことで日本がどうなることか

と思ふと、このまゝでは死にきれませぬ、いまの議會で頼む人は、あんた様よりほかない人とから話されたで、突然、御訪ねいたした譯や』

涙を一ぱい眼にためて語りつゞける老人の世にも奇怪千萬の物語りに、私は愕然とし、茫然とした。百鬼は夜に於て横行するものとばかり聞いてゐたが、天理教をめぐる、幾百幾千の大鬼小鬼は白日の下、堂々と横行闊歩してゐるのである。

天理教の魔力は、あらゆる方面に延びて、その根は極めて深く、その幅は廣い。所詮、名を求める利欲し、命を惜しむ俗人小輩には断じて闘ひ得ざる容易ならぬ問題である。

しかしながら、それが如何に困難のことであるにせよ、前途にどんな迫害が待つにせよこれを不間に附し、黙視することは良心ある日本臣民として断じて忍び得ざるところである。

こうした決意で、私は議會で起つたのであるが、爾來四年間、政府は一體天理教に對して今日まで何をしたか。文部省は、内務省は——。更に又、十年前に提起した山中老人の、天理教に對する大逆不敬の告發は、大審院に於て未だ一同の取調べすら行はれてをらぬではないか。

×

×

×

×

、

しかし、神の守護し給ふ日本は常闇の國ではない。見よ、正しきものが遂に勝つ日はすでに迫つて來たではないか。

大審院で未だ取調べないにも拘はらず、一昨年の秋、別の事件で山中老人を取調べた大阪地方裁判所判事である大野一雄、村松健三九の兩氏が、山中氏の口から、天理教の大罪惡と、三十餘年間の鬭争の經過とを聽取して、憤然蹶起、法の尊嚴、擁護のために、職を賭するも辭せざる決意の下に、昨年來天理教に對して、根本的、本質的、致命的の徹底せる取調べを開始し、今現に公判となつて、審理が進められてをるといふことを、最近、山中氏から耳にして私は合掌、神に感謝した。

これでこそ、法が神聖であり、法が尊嚴であり、法の獨立が維持されるのである。

如何に強大なる權力と魔力を持つにせよ、不義と邪惡は必ず亡び、時來たらば正しきものは遂に勝つのである。

正邪善惡の事理は既に餘りにも明白である。この事實を前にして、文部省は今後天理教に對して如何に處置するか、内務省はどうする、大審院檢事局はどうする。

願はくば、来るべき議會に於て、重ねて同じ質問を私に繰返させることなきやう、私は國家のために心から祈るものである。

昭和十六年三月二十六日・衆議院控室にて

◇第七十三回帝國議會

(昭和十三年)

文部大臣兼厚生大臣 木戸幸一君
内務大臣 末次信正君
(前文略)

衆議院國家總動員法案委員會 議錄

昭和十三年三月十二日、午前十時二十八分開議

出席委員

委員長	小川郷太郎君
委員	今井新造君(外四十四名)
出席國務大臣	
内閣總理大臣公爵	近衛文麿君
外務大臣	廣田弘毅君
海軍大臣	米内光政君
司法大臣	鹽野彥君
陸軍大臣	杉山元君
商工大臣	吉野信次君
鐵道大臣	中島知久平君

○今井(新)委員 内務大臣と司法大臣に御尋ね致します
私の御尋ね致したいと思ひますことは國民として一日も一刻も疎かにする事の出来ない國體明徳に重大なる關係を持つ問題であるのであります。あわせて新聞紙の取締りと云ふことにも關係を持つもので御座いますから其御積りで御聽取を願ひたうござります。曩頃私の手許へ届きました一通の印刷物を開いて読んで参りました所が、私は讀んで参ります中に肌に粟を生ずるやうな感じが致しました。段々読んで行きますと眼に涙が浮んで参りました。實に其内容は驚くべき事が書いてあります。が、私が國家の體面を傷ける怪文書とも云ふべき印刷物であります。只今夫れを持參致して参りましたが、其印刷物は昭和十三年二月十日發行のものであります。名稱は「日滿經濟論壇」と云ふものゝ號外であります。執筆者は三宮維信と云ふ人で、其見出しに一體何と書いてあるかと申しますと、斯う云ふことが書いてある。

(10)

「政界・官界の伏魔殿、天理教本部を暴く、天理教不敬事件告發の眞相と司法當局の態度、政黨・官僚の政治的策謀資金の本據を衝く」

斯う云ふ見出しであります。内容を一々申しますと時間がありませんから、私は簡略に、此文書の内容を申したいと思ひます。昭和六年四月二日、今から七年前です。山中重太郎と云ふ人が天理教管長中山正善と同教本部實權者松村吉太郎の兩人に對し不敬罪として一切の不敬に亘る事實を列舉し犯罪事實を明白にして告訴を提起した、更に同人は昭和十一年六月五日江島辯護士を代理人として天理教「泥海古記」編纂者たる元文部大臣平生鉢三郎氏の秘書官現天理教管長顕問岩井尊人を不敬罪として告訴を提起したと云ふ事實が此文書に書いてあります。然るに奇怪千萬にも此大逆不敬の證據歷然たるものあるに不拘、告訴提起以來七ヶ年間司法當局は之を全く捨てゝ顧みない、被告人に對して一回の取調べも行はない更に又一面に於ては告訴を受けた天理教の幹部は巨億の富を有するが故に、贈賄と買収に狂奔致しまして、盛んに不淨の金を國家機關の各方面の有力者にばら撒いて居る。斯う云ふ事が書いてある。是が而かも情を知つて此

不淨の金を天理教の幹部から受けた者には宮中の顯官、文部の顯官あり、内務の顯官あり、司法官あり、貴族員議員あり、代議士あり、大將あり、政黨總裁あり、斯う書いてあります。斷定的に書いてある。日本國民として一日も默許し難き不敬大逆罪を告發して、而かも七年間何等の處置に出でて無い。而かも國家権要の地位にある者が舉つて情を知りつゝ之を助けるが如きことは、正に天、人共に許す事の出来ない事であつて、綱紀の頽廢の之より大なるはない。斯う云ふ意味の事が此文書に書いてあります。之を一々読みますと私が只今言つたやうな程度のものではない。驚くべき事が書いてあります。けれど、取締りの任に當られて居ります内務大臣は、此印刷物に付いて御承知がありますか、先づ此點を御尋ね致したいと思ひます。

○末次國務大臣 只今御質問の其の書類は未だ見て居ませぬ。

○今井(新)委員 御答に依りますと未だ御覽になつて居らぬ様であります只今申述べました様な事情で御座いまして此文書の中に私が只今申述べた様な事が判然と書いてある。若し事實なきに不拘、斯の如く國家の體面を明

(11)

かに傷ける様な事を書いて、之を發行したとするならば之は書いた者に重大なる責任があると思ひます。當局としては當然適當の處置に出でべきものであると存じます

(鈴原委員長代理退席委員長著席)

此際此の印刷物は内務大臣に差上ますからどうぞよく讀まれた上、御調べを願ひ度う御座います。

次に司法大臣に御尋ね致します。此文章の書き方、文章の勢ひ、内容を読んで行きますと實に理路整然として堂々たる大文章である。嘘の事ではこんな事は書けるものではないと云ふ様に私には直感されます。昭和六年四月二日、私が今申述べた天理教に對する大逆不敬の告訴の提起されたと云ふ事を、司法大臣は御承知になつて居りますか。

○鹽野國務大臣 只今の告訴に付きまして私は承知致して居りませぬが左様の文書がありますれば必らず告訴があつたものであります。而して其結果が必らず付いて居る事と存じます。私の記憶して居る所では山中重太郎と云ふ者が盛んに天理教の攻撃をして居つたと云ふ事だけはぼんやり記憶がありますから何か事件があつたらうりますか。

と思ひます。然し數年に亘つて檢事局が打棄てゝ居るものは考へませぬから結末が付いて居る事と存じます。
○今井(新)委員 司法大臣の只今の御答辯に依りますと之の重大問題を七年間に亘つて司法當局が放任して置くとは思はれ無い。恐らく片が付いて居るものと思ふ。斯う云ふ御答辯と拜承致しますが、此文書に依ると只今の司法大臣の御答辯と全く反して居りまして、七年間も捨て置き、而かも驚くべき事には天理教のばら撒いた不淨の金が司法官に迄、及んで居ると斷定して書いてある司法權の爲に一日も放任して置く問題ではないと私は思ひます。あなたは責任上至急此件に付いて御取調べある事が當然の事と存じますが御取調べになられますか。

○鹽野國務大臣 早速取調べて見ます。

(後文略)

以上昭和十三年分

◇第七十四回帝國議會 (昭和十四年) 衆議院豫算委員會議錄 會 議

昭和十四年二月二日午前十時開議

出席委員、略

出席政府委員、略

(前文略)

○今井(新)委員 司法大臣が御見えの様でありますから御尋ね致します申上げるまでもなく職を司法に奉する者は常に私心を去つて公明正大の心事と態度に依つて法の尊嚴法の獨立法の神聖を保持しなければならない事は勿論であります。就中國體明徵に反するが如き一切の言論、行動に對しては假借なく之を擊滅しなければならぬ重なる責任があること、信するのであります。然るに私は司法大臣が此の點に關して甚だ誠意を缺きはしないか

と云ふ疑を持たざるを得ない事を悲しむ者であります。昨年の七十三議會の國家總動員法案委員會の席上に於て私は大逆不敬の問題について司法大臣に御取調べを願ふと云ふことを申上げまして司法大臣は早速取調べますと言明されたのであります。然るに其の後一向取調べない事は苟くも大逆不敬の事に關する問題であります。吾々日本國民としては一日一刻も之を放任することの出来ない問題であります。總理大臣も御見えでありますからどうか能く私の言ふことを、總理大臣も御聽取を願ひたいと思ひます。それはどう云ふ問題であるかと云ふと、昨年私が司法大臣に申上げましたのは、全國に五百萬の信徒を有ち、一年に少くも一億圓の收入を擧げて、今五億の富を有すると稱せられて居る天理教であります。其の天理教が長きに亘つて大逆不敬の言論を志にして居る此の事實の證據を提げて、山中重太郎なる者が大逆不敬詐欺脅喝と云ふ罪名の下に告發した。然るに司法當局、又之が監督の任にある文部當局なども、更に捨てゝ顧みない、斯う云ふ事實でござります。而も昔に司法當局が之を放任して取調べないのみならず、私が證據書類として、昨年鹽野司法大臣に示しました其の刊行物には巨億

の富を有するが故に天理教は官界、財界、國家中権の凡ゆる機關に對して贈賄を致して居る、天理教から不淨の金をもつて、情を知りながら天理教の大逆不敬を擁護して居る者の中には宮中の大官、文部の大官、内務の大官貴衆、兩院議員がある。かう云ふ者があると斷定してあります。かくの如き事は一日一刻も私は國家の名譽の爲にも捨て置くべき問題ではないと思ふのであります。何故今日まで之に對して司法大臣は一回も取調べを行はれなかつたか、此の場合司法大臣の責任ある御答辯を要求致します。

○塙野國務大臣 今井君の御質問に御答を致します。御説の通り司直の職に在る者は嚴正公平に法を運用すべきであります。御尋ねの告發事件に付きましては、昨年の議會に於きましたが、御質問がありましたので取調べて見ました處、確かに左様な告發状が提出されて居ります、是は昭和六年の四月、山中重太郎と云ふ者から提出された天理教管長等に對する告發状であります。東京刑事司法裁判所検事局に提出せられましたが、被告發人等の住所が奈良縣下でありまするが爲に、奈良地方裁判所検事局で處理することを適當と致します關係から其の検事

局に事件を移送致しまして奈良檢事局に於きましては關係人を詳細に取調べました結果、不起訴處分に付するを適當と考へ、昭和九年の六月不起訴處分に付したのでござります。然るに告發人から抗告の申立がありましたので、更に大阪控訴院檢事局に於て再び取調べを致し、其の結果昨年一月抗告棄却の處分に付したのであります。此の處分に對しまして更に又告發人は不服を申立て、再抗告を致しましたので、只今事件は大審院檢事局に於て目下慎重に検討取調べを致して居るやうな次第であります。何れ取調べの結果事件が落着致すことゝ存じます。

○今井(新)委員 只今司法大臣の御答辯に依りますと再抗告になつたものを只今大審院に於て取調べ中であるかやうな御答辯であります私が昨年の三月早速取調べられたいと云ふことを申上げました時は、既に再抗告になつて居るのあります。爾來約一箇年一回も取調べないといふことは、當人からも私直接聞いて居ります。事は國體の本義に關することでありまして、爾餘一切の事件を後廻しにしても、此再抗告に對しては晝夜不眠不休を以て司法當局の名譽の爲に法の尊嚴の爲にも取調べなければならぬ次第ではないかと思ひます。どうか一刻も猶

豫なく、此の問題に付いては夜に日を繼いで取調べを願ひ度いと云ふことを此の機會に要求致して置きます。

司法大臣に對する質問はそれで終りといたしまして内務大臣が御見えのやうでございますから一點御尋ね致したいと思ひます。此の天理教に關する刑行物は甚だ不穢なものである。事實なりとすれば國家の體面に關する不穢なるものとして内務大臣に昨年私より御示致し、問題になりました天理教の「泥海古記」と云ふ根本教義は、昭和五年三月二十五日安達内相の下に於て發賣禁止の處分に付され、居るにも拘らず、其の後昭和五年七月五日、第二版、昭和六年九月二十六日第四版、昭和九年八月二十六日第七版が發行せられて居る。是は内務當局を愚弄せるものにして、内容は眞に奇怪なることが書いてある。昨年御調査を願つて御存じでございましたが、何等か現内務大臣は此の點に付いて御存じでございましたか御尋ね致します。

○木戸國務大臣 只今の點は一昨年の御話の時は何か日満何とか云ふ本でございましたが、それは發賣禁止に致して居ります。又それから轉載致して居るものに付きましたが、此の點に付いて御存じでございましたか御尋ね致します。

○今井(新)委員 文部大臣に御尋ね致します。今年の一

月十二日の都下の新聞に、天理教が根本教義を廢棄した、警保局と内務省に天理教の管長が出頭を求めるられて警告を受けた結果、天理教の管長は根本教義である「泥海古記」と云ふものが團體に副はないと云ふことを自覺して、之を廢棄したと云ふやうなことが大きく報ぜられて居りますが、此の點に付いて文部大臣の御關係の點を御話願ひ度いと思ひます。

○荒木國務大臣 天理教の教義の中に、宗教團體として不穢當な點が多々指摘せられましたので、此の點に關して、十分に調査した結果宗教の事でありますから自肅自戒、以て自ら改むべきものは改めて宗教の本體を發揮することが必要であらう。斯う云ふ風な趣旨で其の後自肅致しまして、左様な點を悉く改めたと云ふことの報告を得て居ります。今まで批判を招いた點は大體訂正を致し自ら進んで改めて居るやうであります。

○今井(新)委員 只今の御答辯に依りますと、天理教の管長が自肅して改むべきは改めたと云ふ程度の御答辯であります。根本教義の「泥海古記」が國體に副はざるものであると云ふ結果之を廢棄したと、新聞には報道されて居りますが、其の點は如何でありますか。

○荒木國務大臣 問題は今御話の「泥海古記」にあるのであります。國體を假にも冒瀆するやうな節がある點を、悉く訂正を致して居ります。

○今井(新)委員 天理教の根本教義である「泥海古記」に國體を冒瀆するやうな箇所があつたから捨てさせた、斯う云ふ文部大臣の御答辯であります。果して然らば、如何に宗教團體であつても左様に國體に副はざる教義を長年、亘つて之を宣傳流布した天理教の管長の責任はどうする、他の事とは違ひます、苟くも國體を冒瀆する根本教義を宣傳した天理教の管長の處置をどうする、責任をどうする、私はそれを承りたい。

○荒木國務大臣 事多年に亘つて認定せられて居ります天理教の内部の問題として、理義に亘り又其の解釋に依つて色々批判を受けるやうな點を逐次自覺して改めたことでありますので、今日に至つては過去に於いて左様なことがあつたと云ふことを自覺して居りますので、其の程度に於いて宗教の多年認められたことではありますのでそのあとは今後のその行動を、教義等に於て、左様な不都合があるかないかを見ることに依つて是正致して行きたい、斯様に實は考へて居ります。

(後文略)

以上昭和十四年分

第七十五回帝國議會

(昭和十五年)

衆議院決算委員會議錄

會 議 (第一回)

昭和十五年三月四日(月曜日)午前十時五十分開議

(前文略)

天理教の大逆不敬告發事件 に就いて

星島二郎君、司法省刑事局長 黒川涉君、司法書記官 石田壽君、文部參與官 仲井間宗一君、文部省宗教局長 松尾長造君、文部書記官 永井浩君、厚生政務次官 一松定吉君、厚生書記官 川村秀文君

○青木委員長 今井新造君
○今井(新)委員 司法大臣に一點御尋ねしたいと思ひます米内總理大臣は先般施政演説の場合に於きまして國體の明徴に付いて非常に力説せられた。是は獨り米内首相のみでなく歴代の政府悉く此の點に付いては力説せられて居るのであります又さうでなければならぬと思ひます然るに政府の爲す所を見ますと私共甚だそれは殘念なことでございますが、其の聲明に添はないやうな態度を見受けるのであります。勿論國體を無視するやうな學説を唱へる學者、斯様な思想を宣傳する所謂淫祠邪教斯様なものに對しては假惜なく徹底的に撲滅することが當然

○今井(新)委員 時間の關係もありますので此の點は是れ以上私は追求致しませぬ。致しませぬが兎に角是は重大問題である。「泥海古記」と云ふものが國體に反するものであると云ふことは、何も今日初めて分つたことでは拘らず、文部當局も之を放任した、司法當局も碌に調べなくて、之を關係當局へ長い間訴へて居る者があるにもない、此の一點は實に私は國家の爲に返すべく遺憾に堪へませぬ。幸ひに荒木文部大臣御就任に依つて、初めて此の「泥海古記」が國體に反するものであるから止めろ、止めますと云ふことになつたことは、せめてもの幸ひとと私は思ひます。尙ほ假令百八十度の轉向を致しましたと云ひましても、現在此の天理教には二十萬人以上の法律に依らざる、殆んど無學に等しき教養のない宣教師がある、さうして「甘露臺」とか「御筆先」とか此の「泥海古記」を唯一の教義として流布することに専念努めて居るのでありますから、今後天理教に對しては十分警告と監督とを御願ひしたいと云ふことを述べて置きます。

魔殿だと云ふやうに、天理教のことを論じて居る者がある。

云ふことを聞いて居るのですが、假令五圓の金でも天理教が正しい宗教であつて、正しいことを宣傳して居り、國家を益する宗教であるならば、私は假令五圓が一圓でも脅迫されて出す筋合ではないと思ふ。それが現に新聞に出た事實を見ますと、天理教を脅迫して五萬圓の現金を天理教の幹部から受取らうとした所を捕へられた男が二人ある、斯う云ふ事が載つて居る。是は單に一つの現はれに過ぎないのですが、隨分天理教から百萬も二百萬も金を貰つて居ると云ふやうな噂をされて居る相當所謂偉い人もある。さう云ふことを段々考へて來ますと、私は天理教だけは日本に於ける治外法權ではないかといふ感じがして来る。私は司法の尊嚴獨立の爲にも、斷乎として此の天理教なるものを御取調べになつて、それが果して大逆不敬と云ふことに價するかどうかと云ふことは司法當局の責任として一日も早く之をはつきりして戴く必要がある斯様に存するのであります。先程申上げましたやうに昭和十三年から十四年までは御取調べがなかつたと云ふことは是は鹽野司法大臣も認められて居ります

が其後はどう云ふやうに相成つて居りますか。

尙ほ私は此の機會に告訴した内容を申上げますと、實に是は長いもので一々申上げることは時間的に差控へたいと思ひますが、其の本筋の骨子は大體三點になつて居る。第一は「教祖中山ミキを日本の最高の神(天理王尊)なりと僭稱し、皇祖皇宗の御靈を冒瀆し奉れる事實」それから第二は「代々の天理教管長夫妻が凡夫の身を以て、我が皇祖二柱の大神の再生なりと潛稱し、我が皇祖皇宗の御神靈竝に皇室の尊嚴を冒瀆し奉れる事實」第三は「中山ミキの出生地たる大和國山邊郡庄屋敷村、即ち現今之丹波市三島町の天理教本部は甘露臺の靈地にして「庄屋敷」は人間最初の故郷の意義なりと稱し、之れ世界始めの根源地日本國の本たる地なりとし、之に「御地場」の尊稱を稱へ、我が「天孫降臨」の歴史的事實を歪曲せるのみならず、日本國に於ける本統の親神様は、大和三島にある天理大神様のみにて、我が皇祖皇宗の御神靈を初め、日本國內の大小の神祇を「うそ神」「から神」と稱しあなずり奉り居ることである。此の三點が不敬の要點であります。さうして之に懇切丁寧な説明を加へて、其の由つて來る論據を詳細に説明してある。此の證據物件

は告訴と同時に提出してあります。然るに其の後驚くべきことには、唯一の證據物件である泥海古記と云ふものを裁判所で無くしてしまつたと云ふのです。それから山中老人又一生懸命探ししまして、同様のものを再度、提出した。斯う云ふ話も私承つて居ります。此の點私まだ言ひ足りない所が多々あります。何としても吾々諒解に苦しむ、どうか此の機會に司法大臣から詳細に御話を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 天理教事件に付きましては告訴の提起があると云ふことは私も承知して居ります。

〔速記中止〕

何時頃のことでありましたか、所謂其の泥海古記を教理とすることを絶対に廢めると云ふやうなことを文部省、布教省、等に於てもさう云ふ事項に付いて細心の注意を拂つて居りましたが、奈良檢事局の取調べの結果、本部の方は免りましたが、奈良檢事局の方面に於てはまだどうもさう云ふ方面的の自肅自戒の點が足らないやうであると云ふやうな風評を聞きましたから、大審院の檢事局から奈良の地方裁判所に

對しましてさう云ふ方面に付いて尙ほ一層正確なる取調べをせよと云ふ通知をやりまして、其の打合せ當時私そちらに参りましたが、其の點に付いては奈良の檢事局に於て取調べ中だと私は考へて居るのであります。天理教が曾つて文部省に誓つたやうに、實際どう云ふ態度を執つて居るか、實際に於てどうして居るか、それ等の事情をもう少し明確に致しました上で、告訴の出て居る以上は何とか裁判しなければならぬと考へて居る次第であります。現在私の知り得た又關與した部分に付いてはそれだけの事實になつて居ります。

○今井(新)委員 詳細なる御答辯を戴きまして大體此の事實がどう云ふやうな經過になつて居るか之に對する司法當局の今後の處置に付いても諒解し得ました。是は私理教の正統である、中山ミキの志を繼ぎ、且つ之を實する者であると云ふので、志に大逆不敬の言説を宣傳する者等などが宣傳流布した大逆不敬の思想なるものゝ由つて來るものは何であるかと云ふと先刻御話しました根本教義の泥海古記にある。此の點に付いては私は尙ほ此の

天理教に付いて永い間監督の任に當つて來られた文部當局の御意見をしつかり承らなければならぬのであります私は司法大臣を信任致します。信任致しますから、どうかしつかりと此の事は御調べを願ひたいと云ふことを申上げまして司法大臣に對する質問は是で終りと致します。

○青木委員長 他に司法大臣に對して御質疑のある方はありませぬか——それでは司法、文部、厚生省所管について政府委員に御質疑のある方は願ひます。

○今井(新)委員 松尾宗教局長に御聽きしたいことがあります。それは只今の天理教の問題であります。昨年の豫算總會に於て荒木文部大臣が私の質問の結果、天理教の根本教義である泥海古記は國史國體に副はないものであるから、假令若干でもさう云ふ點があるのはその儘放任する譯に行かねから廢棄を命じた——命じたと云ひますか、天理教自身が當局の注意に依つて自肅自戒の結果之を廢棄することに決定した、斯う云ふ荒木さんの御答辯があつたのであります。さう致しますと元來、宗教の本質と云ふことを論すると長くなりますが、色々なものが此處に食付いたやうな點がありますので、それは本案の天理教の教義は此の教典にありと信じて居ります。然るにやはり他の方面にもあることであります。色々なものが此處に食付いたやうな點がありますので、それは本案の天理教の教義としまして主務大臣に提出してありますものに天理教々典と云ふものがあるのです。故に主務官廳は

に何が残るか、斯う云ふことも考へられる。一體現在の天理教と云ふものが何を教義として存在して居るか、此の點から先づあなたに伺つて見たいと思ふ。
○松尾政府委員 御尤もな御意見でございますが、實は此の天理教に付きましては、天理教が明治四十二年でありますか、一教として獨立の許可を得ました際に、其の教義としまして主務大臣に提出してありますものに天理教々典と云ふものがあるのです。故に主務官廳は天理教の教義は此の教典にありと信じて居ります。然るにやはり他の方面にもあることであります。色々なものが此處に食付いたやうな點がありますが、其の間にあつて今仰せになりますやうな泥海古記と稱するやうなものがあちらこちらで思案的に食付いたやうな點がありますので、それは本案の趣意に違ふからと云ふ意味に於きましたして自肅自戒を要望したやうな次第であります。現在教派等に於きましては其の點に於て管長初め幕地に自肅自戒の運動を繼續して居るやうな次第であります。

○今井(新)委員 更に御尋ねしたい。苟くも教典は宗教の根本教義であるその根本教義の廢棄を命ずると云ふこと

とは是は容易ならぬことであるし假に自肅自戒して之を廢棄したと致しましても根本教義をもう用ひないやうになつたと云ふことは、是は宗教としては最大の問題だらうと思ふ。餘程の理由がなければさう云ふやうな處置には出られるものでないにも拘らず、之を廢棄せざるを得なくなつたと云ふに付いては、文部大臣も曾つて仰しやつたやうに其の根本教義に國史國體を無視するやうな點があつたからである。私共泥海古記と云ふものを讀んで見た。私は調べて見ました、實に驚くべきことが書いたある。明治四十二年ですか天理教が公認宗教になつた其の時當局に差出したものを天理教の教典と認めて居る。私共も、とも究めて居らなかつたと云ふことなんである。私共も、此の天理教の話を詳しく承るまでは天理教なんと云ふものはまあ氣違ひの如き唄を歌つて踊を踊つて單なる迷信だと思つて問題にして居らなかつた、所が段々話を聞いて見ますと、是は容易ならぬものだと云ふことが分つた現に先程私が司法大臣に質問致しました、天理教の管長と實權者の松村吉太郎と云ふのが大逆不敬の罪で告訴さ

れて居るのみならず、天理教の顧問である平生鉄三郎、元文部大臣であつた平生鉄三郎氏が天理教の顧問ださうです。其の平生さんの祕書をやつて居る岩井尊人、其の人が又非常な天理教の信者である。泥海古記と云ふ天理教の根本教義に解説を付して此の人が發行した本がある安達内務大臣の時に發賣禁止を四版で食つて居る、所が政府が不穩なりとして發行停止か發賣禁止を命じた其の泥海古記が驚くべし五版、六版、七版と其の後發行されて居る。此の點だけでも實に私は容易ならざることゝ思ふのであります。其の岩井尊人氏が泥海古記を解説した一番巻頭にどう云ふことを言つてゐるかと言ふと、天理教の信者のことはあなたも御存じだらうと思ひますがあの道の人と言つて居る。お道の人にして此の泥海古記が分らなければ本當の信者ではない、泥海古記の精神を本當に體得してこそ天理教の信者でありお道の人と言ひ得る。あなたは今公認宗教になつた天理教の教典と云ふものが立派にある。あなたは今公認宗教になつた天理教の教典と云ふものが立派にある。それが本筋で以て、本當に付いて来るのはどの宗教でもよく、天理教に至つてはさうではない。唯は、なにに、

公認宗教になりたいばかりに忠君愛國だと、同胞相愛とか云つたやうな立派な文字を並べた教典を捨てて本當にやつて居ることは、其の大逆不敬の泥海古記を捨てて本當に今までやつて來た。長いこと當局は何をほんやりして居つたかと云ふことを私共は考へる。其の泥海古記のどう云ふ點が大逆不敬にあたるか、どう云ふ點が國史國體を無視するかと云ふことに付いては是は十分あなた方も御研究の結果廢棄を命ぜられ、又天理教自身も自肅自戒しやうなことが書いてある。あの泥海古記と云ふものゝ内容を見ますと、帝國大學の河合何がしがどう云ふことを申したか私は能く記憶がないが、恐らく比較にならない程恐ろしいことが書いてある。之に對して長いことはあなただけの責任ではないと思ふ、あなたよりすつと前の、あなたの職に居られた宗教局長と申しますか、さう云ふ人達が能く監督をしなかつたのだ、是は重大責任だらうと思ふ、今御話のやうに今は天理教なるものは自肅自戒して居ると申しますが、是はより嚴重に詳細に御調べ下さんことを私は國家の爲に希望致します、それから

ら御承知の通り天理教は病氣になると皆誘惑して信者に引き入れる。誰も病氣になつて治りたいと云ふ弱點がある。其の人間の虚に乗じて天理教は勸誘する、御承知の通り天理教に入れば薬は飲まねでも宜い、天理王尊様を信心すれば治ると申して、醫藥無視のことをやつて居るさうして人間が病んだり困つたりするのは罪が深いからだ。其の罪を體から取るには持つて居る財物を天理王様へ皆獻上しなければ駄目だと教へる、だから天理教になると何でも矢鱈に財産を皆天理教へ運んでしまつて、其の結果財産を天理教に没收され、現在路頭に迷つて居る窮民が百五十萬人位あるでせう。一人の人間でも其の所得を得なければ相成らぬと云ふのに、天理教の爲に財産を没收されて路頭に迷つて居る窮民が百五十萬人あると云ふことは、是は國家の爲に容易ならぬことである。さう云ふやうな所謂撃取方針と言ひますか、天理教の信者が撃取する態度と言ひますか、さう云ふ點に付いても私は當局としては充分御考へにならなくてはならぬだらうと思ふ、此の點に付いて御所見があれば承りたい。

○松尾政府員委 別に意見を申上げる譯ではありませんが、先程の言葉に私の説明が足りなかつたせいであります

せうが、一寸誤解を齎すやうな點がありますので補正致して置きます。私共と致しましては、天理教の教義は教典以外には存じませぬので、教典が即ち教義なりと信じて居ります。併し仰せの通り免角の噂がござりますので泥海古記と云ふやうな言葉も聞きますので是等に付いて萬誤りなきやうに當該教派に深く注意を與へる。斯う云ふことを申上げたのであります。泥海古記を以て根本教義なりと私共は毛頭信じないのであります飽くまで教典と云ふ根本教義に依つて進むべきである。さう云ふ風に指導したやうな次第であります。尙ほ當局と致しましては今仰せのやうに諸般の噂を聞かないではございません。それ故に、さう云つたやうな噂を聞きましたので其の都度注意は怠りなく致して居ります。例へば醫藥無視のやうな噂も聞いて居りますので先年既に注意を與へました。随つて私共はまだ見て居りませぬけれども、何でも綜合病院を天理教自身に於て創設したと云ふことを、昨年であつたと承知致しますが、報告を受けて居ります。

○今井(新)委員 此の問題に就ては何れ大臣の御出席を待つて質問する方が適當と存じますからそれまで保留致しませう。

(前文略)

會議(第一回)

昭和十五年三月五日(火曜日)午前十時三十分開議

出席委員

委員長 青木精一君

理事 福田關次郎君、理事 鹿川正藏君、理事

今井新造君、理事 成島勇君、理事 宮本雄一郎君

理事 井上良次君 外に委員十七名

出席國務大臣

文部大臣 松浦鎮次郎君、厚生大臣 吉田茂君、

出席政府委員

企畫院總裁 竹内可吉君、大藏參與官 松田正一君

大藏書記官 永井匂君、大藏書記官 湯地謹爾郎君

營繕管財局理事 松隈秀雄君、司法省刑事局長 黒川涉君、司法書記官 石田壽君、文部省宗教局長

松尾長造君、文部書記官 永井浩君、

天理教の監督責任に就て

○今井(新)委員 議事進行に付いて——私も色々文部大臣に御尋ねしたい點があるのであります。委員長から承りますと、もう御退席の時間のやうに承知致します。私の御尋ねすることは五分や十分で盡きる質問ではないのでありますから、委員長を通して、本日午後で宜しうござります、大臣の御都合で御出席になる時間まで夜分でも私は待つて居ります。そんなやうな御運びに願ひたいと思ひます。申上げるまでもなく、本年から決算委員會の審査方法を斯う云ふやうに變更致しました眼目は、大臣の御出席を出来るだけ願ひたいと云ふ全員の希望から、成べく御出席し易いやうな組立に致したのでありますから、さう云ふ點も能く御諒承願ひまして、午後御出席願ひたいと思ひます。此の點委員長より當局に御折衝願ひたいと思ひます。

(連記中止)

○今井(新)委員 只今曾和君の宗教に對する御尋ねを此處で私も承つて居つたのでありますが信教の自由と申し

られて居ることゝ私は信じます。そこで根本教義を棄てた以上、現在の天理教に何の教義があるか、何の教義に依つて天理教は立つて居るのであるか、斯う云ふ質問を私は昨日宗教局長に致したのであります。之に對する宗教局長の答辯は泥海古記と云ふものは自分達は天理教の根本教義とは認めて居らぬ。天理教の教義なるものは明治四十二年でありますか、公認宗教として許可を得た其の時の教典が即ち天理教の教義であると心得て居る、斯う云ふ御答辯であります。併し是は其の實相、眞實と云ふものを一向揃んで居ない、觀察であり議論であつて、少くとも左様な單純な頭で宗教なるものを觀察し、又之を監督なさつて居るから今日に至るも淫祠邪教が跡を絶たたを云ふ御答辯であります。併し是は其の實相、眞實と云ふもの、のを一向揃んで居ない、觀察であり議論であつて、少くとも左様な單純な頭で宗教なるものを觀察し、又之を研究した者は天理教の教義は、根本教義は泥海古記であると云ふことを知らない者はない。公認宗教の時に顧出た天理教の教典と云ふものは一種の社會を欺瞞する裝飾品のやうなものであつて本當の教義は泥海古記であると云ふことは、是は少し研究すれば直ぐ分るのであります。現に天理教の顧問である平生鉢三郎氏の祕書をして居づた岩井尊人と云ふ人があります。此の人

ましても苟くも皇祖皇宗の御神靈を冒瀆するが如き國史國體を無視するが如き所謂淫祠邪教に對しては之を徹底的に撲滅しなければならぬことは是は文部大臣も固より御同感の筈と思ふのであります、随つて其の方針に依つて有ゆる宗教團體に對して文部當局としては監督しなければならない責任がある、是も論するまでもないのであります。そこで私の御尋ね致したいと思ひますのは一昨々年以來私が議會の問題と致しました天理教の大逆不敬の問題であります。此の點に付いては既に昨日も司法大臣に御尋ねを致し又松尾宗教局長にも一二御尋ね致したのであります。我が昨日宗教局長には天理教のことが能く分らないのです。そこで事非常に重大なことでありますから、態々大臣を煩はすに至つた譯であります。私が昨日宗教局長に御尋ねしたのは既に内務文部兩省の命令と言ひますか警告と言ひますかそれにつて一年の暮天理教が立教以來根本教義とした泥海古記を廢棄した、其の廢棄した理由なるものは其の内容が國體に附はない、皇室の尊嚴を傷つけたやうな不敬の内容を持つて居るから廢棄したのである。此の點は私共もさう信じ監督の任にある文部當局も左様に信ぜて發行致して居りますが、其の卷頭緒言にどう云ふことを申して居るかと云ふと、斯う云ふことが書いてある。天理教の方では信者の人をお道の人と申します「泥海古記は天理教發祥の憲本である、天理教の淵源であり、天理教發展の原動力である、お道の人にして泥海古記を耳にせぬ人は断じてない、お道に卒ふ者にて泥海古記を知らぬことはそれ自體でお道の人ではない之を會得しなくては世界一列たすけの大本願を會得するわけには行かない、泥海古記を胸に納めないと『元たる實たるの神様』が分らない、御教祖様の御存在が分らない、御地場の大義が分らない、佛教の實が分らない、たとへばみかぐら歌もお筆先もみな泥海古記を根としたる實であり枝葉である」斯う云ふやうに書いてあります。之に依つて見れば本當の眞實の天理教の教義が泥海古記であると云ふことを知らぬことは明白である。此の泥海古記の精神、教義、體得しなければ天理教の大義は分らない、佛教することも分らない、はつきり泥海古記が天理教で云へば憲法等しいものだと云ふやうに論じてある。にも拘らず宗教

局長がさう云ふものは、天理教の教義とは認めぬと云ふやうなことは物の表面、形式だけを見て宗教の實質本體を擱んで居らぬ議論ではないかと私は思ふ。それから根本教義の問題は私の今話で大臣にも御分りになつたらうと思ひますが然らば此の天理教の根本教義の内容がどう云ふことに依つて編まれて居るか、此の一内容を申しますと、昨日も申上げましたが、吾々臣子の分として斯う云ふ席上に於て口にするとも畏多いやうなことが書いてある。そこで私は第一に御尋ね致したいのは既に天理教で此の泥海古記を棄てたとは言つて居りますけれども、長い年月に亘つて之を根本精神として育てられた信者、又此の信者を養成する布教師なる者がさう手を翻すが如く轉向出来るものではない。宗教局長は此の點に付いても既に廢棄した。天理教はもう自肅自戒して居る。改まつたと云ふやうな御話をなさつたやうに私承知致しましたが實際容易に改まるものちやない。だから私は此の點に付いて昨年も文部大臣に今後天理教に付いては嚴重に御監督をなさなければ駄目ですよと云ふことを申上げて置いたのであります。爾來一箇年間其の後の天理教に付いて文部當局としてはどう云ふやうな監督

をなさつたか、どう云ふやうな調査をなさつたか、其の點に付いて一應承つて置きたいと思ひます。

○松浦國務大臣 只今天理教に付いての御尋ねであります。斯う云ふ御尋ねであります。是は天理教自身の自肅自戒の結果でありまして、さう云ふ譯であります。今後尙ほ十分に監督は致しますが、現在に於きまして先づさう云ふ不都合な點はなくなつて居るものと斯う云ふ風に文部省としては見て居る譯であります。今後尙ほ十分の監督は致しますけれども、天理教自ら自肅自戒の實を擧げつゝあるものと斯様に見て居る次第であります。

○今井(新)委員 昨日司法大臣に此の點に付いても御尋ね致したのですが私は昨日の司法大臣の御答辯は率直明瞭疎りなく實に感服致したのであります。其の際司司法大臣の御答辯には本部では泥海古記を棄てた。けいどもまだ其の精神が全國の所謂支部と申しますか、さう

云ふ所に徹底して居らないやうな點が多くあるやうに自分達には思はれる。さう云ふことではならないから尙ほどう云ふ事情であるかと云ふことを檢事局の方へも調査を命じて折角調査致して居る。司法大臣は斯う云ふ非常に誠意のある御答辯をなさつたのであります。宗教の直接監督の重大なる責任ある文部當局としては、司法省以上に此の點に付いては努力されなければならぬと思ふ。昨年より今日までどう云ふやうな御調査をなさつて、今どう云ふ實情にあるか、其の點に付いても一應此の機会に明かにして戴きたいと思ふ。

○松浦國務大臣 只今の御尋ねであります。文部省と致しましては監督廳として常に注意して居るのであります多數の信者のことでありますから、今日に於て十二分に其の自肅自戒と云ふことが徹底して居るかどうかは申上げ兼ねますけれども、大體に於て良くなりつゝあると云ふやうに考へます。尙ほ今後も其の點に付いては十分に注意して監督は致す積りであります。

○今井(新)委員 只今の大臣の御話に依りまして、今後の天理教に対する文部省當局として、處置監督と云ふやうな點に付いては私は一應誠意を認めます。そこで更に

伺ひたいのは免に角日本國民として断じて許すことの出来ない國體を冒瀆し、皇室の尊嚴を傷つけるやうな大逆出、不敬の教義を多年に亘つて宣傳流布した天理教の管長の責任をどうするかと云ふ問題は私は重大なことではないかと思ふ。是は他のことゝ違ひます。昨年荒木文部大臣は此の點に付いて私の質問に對して事宗教であるから自肅自戒して云々と云ふやうな極めて曖昧な答辯をなさつたのであります。豫算總會の時間の關係上私は其點はそれ以上追及致しませぬでしたが宗教であるならば如何様にそれば如何に皇室を無視するやうな學説を立てても宜しいか大逆不敬の言説を逞うしても責任はないか、學者であれども、それと同時に天理教の管長の責任と云ふものは此の儘許すことは私は斷じて相成るまいと思ふ。帝國大學で、大學教授が治安維持法に觸れるやうな書物を發行した

ことに付いても大學で非常なごたへがあつた所謂帝大肅學問題として世間を騒がした。其の書物を読みました書かれたやうに大膽に皇室を冒瀆することを書いた文字が是と比較することはどうかと思ひます。泥海古記に書かれたやうに大膽に皇室を冒瀆することを書いた文字はなかつたと思ふ。斯かることを考へる時に、有ゆる點から之を考究して天理教管長の責任は此の儘放任すべきものではないと私は國民的信念に於て申上げる此の點に付いてどのやうな御考へを持つて居られるか承りたい。

○松浦國務大臣 責任と云ふことになりますと、是は中々面倒な問題であります。事宗教に關することでもありますし既に自肅自戒の實を上げると云ふことでありますから、それを責任問題として究明すると云ふことに就ては是は大いに考慮を要する問題であります。既に自肅自戒の實を上げたと云ふ以上は、其の自肅自戒と云ふことを徹底せしめ今後に善處せしめると云ふことが宜しくはないか斯様にも考へて居る次第であります。私只今考へて居ります所は左様な譯であります。

○今井(新)委員 天理教管長の責任と云ふことになると非常に面倒だ、事重大で面倒だと云ふやうなことを御話へて居りますが、是は大臣、面倒とか面倒でないと

か云ふ問題ではないと思ふ。苟くも日本國民として臣節を解するならば臣民道と云ふものを體得して居るものならば、此の大逆不敬の責任を追及するのに面倒だからと思ふ。私は大臣の此の御答辯に對しては断じて承服出来ないのであります。自肅自戒したからまあ宜いではないかと云ふ考へは是からのことである。自肅自戒に至るまでは假令容れなくとも、其の責任の立場から引退せしめる位のことは文部當局として斷じてなさなければならぬことだけ思ふ、重ねて御答辯を要求致します。

○松浦國務大臣 其の點に付きましては十分考慮致します。

○今井(新)委員 大臣が考慮なさると云ふならば一年も二年も考慮なさらないで此のことは關係官廳と御協議を進められて急速に監督權の發動を以て處斷せられたいことを私は希望致します。尙ほ昨日申上げたやうに天理教に財産を沒收されて所を得ざる窮民が現在百五十萬人位全國にあるだらうと思ふ。大臣も能く斯う云ふことは御

して居る者がある。實に是は容易ならざる重大問題ではないですか。私は斯様なことが此の儘にせられて何等の制裁も受けることがないと云ふならば、是こそ世は闇だと思ふ。憐れむべき百五十萬人の窮民に對しては何等か適切な方策を講じて、之を救はなければならぬと考へて居ります。斯う云ふ點に付いても文部當局は從來御調べになつたことがあるか、何か對策を御持ちであるか、御伺ひします。

○松浦國務大臣 宗教のことでありますから、其の宗教の説き方で色々なことを致すと云ふことは是があり得ることであります。それが公安を害する、公益を害すること云ふことであれば、是は大いに考へなければならぬことであります。唯何分信者が自ら進んで私財を投げ出すと云ふことは、信仰の方でさう致すと云ふ譯には參らないと思ふのですが、何分宗教の説き方と云ふもので信者がそれに依つて自ら進んで私財を投げ出すと云ふやうなことは、信仰の方でさう致すと云ふことは、或はやむを得ないことであるとも思つて思ります。さう云ふ點に付いては十分に監督もし注意も致さなければなりません。唯何分信者が自ら進んで云ふことは、或はやむを得ないことであるとも思つて思ります。さう云ふ點に付いては十分に監督もし注意も致さなければなりません。唯何分信者が自ら進んで云ふことは、是は一つの信仰でやるこ

とありますから、それを一概にどうすると云ふ譯にも
参らぬかと思ひます。此の公益公安に關係すると云ふこと
でありますれば、是は相當監督もしますし、注意も要
するであらうと、斯様に考へるのであります。

○今井(新)委員 只今信者から集める金の事に付いて私の御尋ねしたこと、大臣の御答辯は一寸的が外れて居るやうに考へます。勿論本當の信仰心から純眞な氣持で、信者が獻金すると云ふことは是は尊いことです。他の宗教にもあることである。然し天理教は布教方法と申しまずか、一旦迷ひ込んで信者になれば、どうしても裸にしなければ措かないと云つたやうなやり方をやつて居る。其のやり方に付いて、私共は當局は十分監督しなければならないと思ふ。此處を論じて居る天理教のことは内務省にも司法省にも、文部省にも關係して居ることでありますから、大臣に對する質問は此の程度で打切りますが、とにかく、天理教から文部省の大官までが賄賂を取つて居ると云ふやうな噂をされて居りますだけに今後に於ては一層秋霜烈日的の態度で嚴重に監督をせられなければ、更に他の疑惑を増すのではないかと、私はそれを憂へる、宗教局長は勿論、關係の役人の方は、是非今後しつかりや

つて戴きたいと云ふことを此の機會に重ねて申上げて置きます。

(中略)

○井上委員 議事進行

○青木委員長 質問でなくて議事進行ならば井上君
○井上委員 議事進行に關して一寸發言致します、最前
今井新造委員より天理教に關する質疑中に文部省の役人
司法省の役人などが金を貰つたと云ふ發言があつた。さ
う云ふことが世間に流布され且つ新聞雑誌にも出て居
る如き發言がなされ之に對して文部當局が何等の辯明を
せずに此の儘終ると云ふことは、文部當局に對する國民を
の疑惑を一層高める事になると思ひます。今日は非常
に重大な色々な問題を豫想され得るのであります、幸
せすに此の儘終ると云ふことは、文部當局に對する國民を
が世間に流布して居るが如き天理教、其の他に何等忌は
しい事實がないと云ふ御言明が賜りたい。若しそれが斷
言出来ますならば勿論さう云ふ噂があり且つ文書なん
かにさう云ふことが喧傳されて居るならば、其の文書は内
めたらどうでせう。

○今井委員 宜いで、はつきりしたことですか、から
であります、私は當然のことだと思ふ。

○青木委員長 一寸御待ち下さい、此の問題は速記を止
めたらどうでせう。

○今井委員 宜いで、はつきりしたことですか、から
のものもある。是は御参考までに申上げて置きます。
○井上委員 社大黨の一人として辯明して置きますが、
社會大眾黨は天理教の如き宗教團體から政治闘争資金と
して一錢たりとも貰うて居りませぬから、此の點言明を
致して置きます。

務當局を通して直ちに取消、發賣頒布を禁止されるやうにして戴きたいと思ひます。文部大臣の御意見を承りましたのであります。

○青木委員長 言葉を咎めるのではないのですが、議事の進行で直接文部大臣の所見を御伺ひすると言つて質問になつたのでは……

○井上委員 議事が滞つて居つたので、それで進行したのです（笑聲）

○青木委員長 議事の進行は總て委員長を通してと云ふことに願ひたいのです——文部大臣、御答辯ござりますか。

○松浦國務大臣 私先刻其のことを申上げようと思つたのでありますが、先刻今井さんの御發言の中に、天理教から司法省、文部省等の役人が金を貰つて居ると云ふやうな、是は新聞の記事にあるとか云ふことでありましたが、左様な發言があつたのであります、是は私としては断じて左様な事實はないと信じて居ります。此のことだけを特に申上げて置きます。

○今井(新)委員 只今井上君の質問に對しまして、文部大臣が、文部當局に限つて天理教から賄賂を取ると云ふ

(後文略)

會議（第三回）

昭和十五年三月十六日（土曜日）午後一時二十分開議

出席委員

主査 福田關次郎君

第一分科所屬員

森下國雄君、今成留之助君、林讓治君、駒井重次

君、西田郁平君、

第二分科所屬員

成島勇君、塚本三君、小平重吉君、濱地文平君、

世耕弘一君、西川貞一君、土田莊助君、内藤守正

君、今井新造君、

第三分科所屬員

鹽川正藏君、古島義英君、宇賀四郎君、樋口善右

衛門君、松本治一郎君、古田喜三太君、

第四分科所屬員

宮本雄一郎君、長野長廣君、木村作次郎君、加藤

鎌造君、小山田義孝君、米窪満亮君、小野謙一君

委員長 青木精一君

出席政府委員

○山崎政府委員 宗教團體に對しまする内務警察當局としての取締方針に付きましては過日の本委員會に於いて明かに申上げて置いた通りであります。如何なる團體と雖も其の團體に反國家的行動があり、或は又其の教義の内容に反國家的點があると云ふ場合には、之に對しまして内務當局と致しましては嚴重な取締りを加へますことは當然の措置だと考へて居るのであります。只まだ私共十分の検討を加へて居りませぬので、將來調査を致します場合に参考の資料と致しまして、御意見の點は十分参考を致したいと存する次第であります。

○今井(新)委員 どうかしつかりやつて戴きたいと云ふことを重ねて御願ひします。之は昨日耳に致したことですが基督教とか救世軍と云ふやうなものは、國家の上層がら今井さん豫て御主張の通りに、此の内容は極めて重大な事柄でございますし、慎重に更に調査を重ねまして又關係の當局とも十分の連絡を取りまして、是が措置に付きましては誤りのないやうに警察當局としては最善の力を盡したいと考へる次第であります。

○山崎政府委員 天理教に付きましても、警察當局と致しましては、豫て十分注意を致して居る所でござりますが、何分宗教の内容に亘りますると、解釋の仕方如何に依りましては、非常に意味が曖昧になり、又どう云ふ風にも取られるやうな場合があるのであります。併しながら今井さん豫て御主張の通りに、此の内容は極めて重

大な事柄でございますし、慎重に更に調査を重ねまし

て又關係の當局とも十分の連絡を取りまして、是が措置に付きましては誤りのないやうに警察當局としては最善の力を盡したいと考へる次第であります。

部に密接の關係があつて、「スパイ」行為のやうな點に付いても相當嫌疑があるのであるが思ふやうに取締りが行届がない救世軍に對しても上層部との關係で取締りが思ふやうに行届かないのではないかと云ふやうな心配を持つて居る者も現にあります。勿論私は現在の内務當局が左様な關係に依つて何等煩はされるやうなものではないと云ふことを信頼致しますから、此の上とも十分徹底的に御取調べを願ひたいと思ふのであります。

それから私は先日來司法大臣、文部大臣に御尋ね致したのであります。天理教の問題であります。一昨年以来私は天理教撲滅すべしと云ふことを質問致して居るのであります。が是は長いこと問題になつて居るのでありますから天理教に付いては相當内務當局も今まで御調査をなされたこと、思ふのであります。私共はひとの道であるとか、大本教と云ふやうな大逆不敬を重ねました。邪教が断乎たる當局の處置に依つて解散の餘儀なきに至つたことは、是は當然のことであると思ふけれども、ひとの道、大本教等に比べてより以上と目せらるゝ邪教の天理教が何故に今日まで何等の處分を受けて居らないかに付いては、私は全く諒解に苦しむのです。内務當局として

從來天理教の教義並に行動等に付いてどの程度に御調査をなさつて居るか此の際一應承りたいと思ひます。

○山崎政府委員 天理教に付きましても、警察當局と致しましては、豫て十分注意を致して居る所でござりますが、何分宗教の内容に亘りますると、解釋の仕方如何に依りましては、非常に意味が曖昧になり、又どう云ふ風にも取られるやうな場合があるのであります。併しながら今井さん豫て御主張の通りに、此の内容は極めて重

大な事柄でございますし、慎重に更に調査を重ねまして又關係の當局とも十分の連絡を取りまして、是が措置に付きましては誤りのないやうに警察當局としては最善の力を盡したいと考へる次第であります。

○今井(新)委員 一昨年の暮でありますか、内務當局が御相談の上、天理教の管長に出頭を命じて、其の根本教義である泥海古記が皇室の尊嚴を冒瀆する云ふ意味合で今後之を用ひてはならないと云ふので、廢棄を命じた、斯う云ふことははつきり致して居るやうに思ひます。

隨つて私が問題と致して居ります天理教の根本教義である泥海古記が如何に大逆不敬のものであるかと云ふことに付いては、内務當局も既に能く御認識であらうと思ふ。

今あなたの御話では、解説の仕様に依つて中々難かしい、

宗教のことであるから解説の仕様がなかなか困難であると云ふやうな御話があつたのであります、私は少くとも泥海古記を精讀した者には、何人が如何にこれを辯

解しても、如何に之を曲庇しても皇室の尊嚴を冒瀆した點に就ては明々白々、文字として現はれて居るのであり

ますから、之を讀んだ者には、判らないことはあるまいと思ふ。既に是が問題になりましたのは五年も六年も前からのことであり、もつと前から此の事に付いては相當深刻に論議されて居るのでありますから、今頃になつてまだ内務當局が解説の仕様で非常に困難な問題だからと云ふやうな御考へを持たれて居ることは不可解千萬で私は諒解出来ませぬ。事苟くも國體に關することであり皇室の尊嚴に關係のあることでありますから今までそんな御考へであつたとすれば速かに反省せられたい。之れは他の事とは違ふのでありますから出來得るだけ迅速に泥海古記の内容に付いて御取調べを願つて断乎たる處斷に出でられんことを私は此の際重ねて希望致します。

(薦文略)

厚生書記官 川村秀文君、保險院簡易保險局長 藤川靖君、

(前文略)

○井上委員 それではこちらの議事の進行上、後程で宜しうござりますから、祕密會で承りたいと思ひます。主査に對して希望を申述べて置きます。

○青木委員長 承つて置きます。

○今井(新)委員 私の質問は是で宜しうございます。

○井上委員 一寸議事進行に付いて……實は先日當決算委員會で今井委員より私共所屬して居りまする社會大衆黨が天理教から運動資金三十萬圓貰つて居ると云ふことを發表になりました爲に、私の方の黨と致しましても公黨の面目上非常に迷惑を致して居ります。吾々の方に於ても色々調べて見ましたけれども、さう云ふ事實はないのであります。是非是は御取消を願ひたいと思ふのであります。

○青木委員長 今井君如何でありますか、只今の井上委員の要求に對して……

○今井(新)委員 實は只今の井上君の御話に付きまして

會議（第四回）

昭和十五年三月十九日（火曜日）午後一時三十九分開議

出席委員

主査 福田關次郎君 外委員三十六名

出席政府委員

海軍大臣 吉田善吾君

企畫院總裁 竹内可吉君、對滿事務局事務官 竹内

徳治君、興亞院部長 日高信六郎君、外務省東亞局長 堀内千城君、外務省條約局長 三谷隆信君、大藏書記官 永井匂君、大藏書記官 植木庚子郎君、

陸軍主計中將 石川半三郎君、陸軍少將 武藤章君

大藏書記官 氏家武君、大藏書記官 前田克己君、

陸軍主計大佐 森田親三君、海軍主計中將 武井大助君、海軍主計大佐 爲本博篤君、司法書記官 石

田壽君、農林省蠶絲局長 吉田清二君、樺太廳長官

棟居俊一君、厚生政務次官 一松定吉君、厚生省衛生局長 林信夫君、厚生省豫防局長 高野六郎君、

に申上げた。所が當日井上君はどう云ふやうな氣持であるから参考までに申上げたのだ。私はあなたに申上げる、御相談ですよ、私は取消せとあなたから要求されると、公人としての自己の面目上取消さないと斯う言ふより仕方がない、私は断じて取消しませぬ。

○井上委員 私は今井さんがさう云ふ考へ方に立つて居られると云ふことなら取消要求を致しませぬ。唯自分が何等の確信のある證據も握らずに、單に世間に流布せられて居る一つの噂を以て役人を誹謗し、國家に對する殊更に疑惑を生むやうなことを一體議員として簡単に發言して宜いかどうか。況して吾々公黨に席を置いて居る者が、假にそれは噂のものであるにしても、さう云ふ噂を根據にして——あなたは決して公黨を非難攻撃して居るのではないのだ、斯う言はれて居るけれども、何等具體的事實を持たずに世間に流布されて居る噂を——以て今井新造ともある者がそれ程の頼りない根據で一體何處のではないのだ、斯う言はれて居るけれども、何等具體的事實を持たずに世間に流布されて居る噂を——以てそんなどとを言ふか、具體的事實を擧げて下さい。具體的事實がないのに世間の噂位で以て斯の如きことは、是は若し今井君が取消さぬと云ふならば、委員長に御願ひ致します。委員長は職權を以て取消し願ひたいと思ふのであります。

○今井(新)委員 段々に承ると井上君の今の御所望も私は御無理ないと思ふ。御尤もと思ふ。私が取消さなければ委員長は職權を以て今井君に取消を命じて貰ひたいと言ふやうなあなたの強つての御要求であります。が、今井新造君ともあるものが何等根據がないに拘らず、公黨の面目を毀損するやうなことを發言すると云ふことは甚だ怪しからぬぢやないか、斯う云ふあなたの御話でありますから然らば根據を擧げませう。是は實は私は申上げたくなかつた、あなたが私の軟かい相談に應ぜず妥協に應せず、飽くまで自分の主張を貫徹なさらうと云ふならば、勢ひ私の申上げたことが單なるお湯屋で聞いたとか、天教から三十萬圓貰つたと云ふ噂のあると云ふことを此の間私は申上げたのですが、それは新聞に書いてある。読みますから之を聞いて判断して戴きたい、皇道日報と云ふ新聞に……

〔井上委員「そんなものが當になるか不都合だ」と叫ぶ〕

○今井(新)委員 不都合なら不都合で、私の發言が終つ

尻を立つて言はなくとも宜いぢやないか、斯う云ふことをあなたに申上げたのですが、今日はどうだらう、取消さなくても宜いだらうと申した所が、どうでも取消さればいかぬとあなたは仰しやるが如何でせう。是は御相談ですが（笑聲）どうしても取消さにやいかぬものならば私もそれなりの考へを以て御答致しますが私の發言が社會大衆黨の公黨としての面目を汚した、公黨の名譽の爲だけではなく政黨の方面にも相當賄賂を贈つて居る、政黨が政治資金、軍用金を引張り出す爲に天理教を利用して居ると云ふやうなことを専ら言つて居るのだ、私が言ふのぢやないですよ、さう云ふことを言つて居る者がある。そこへあなたが言ふのではない、言つて居る者がある。そこへあなたがあゝした發言をしたから、恰度井上君は社會大衆黨に籍があるが、社會大衆黨も三十萬圓貰つて居ると云ふ噂があるぞと云ふことを御参考までに私は申上げた。私は其の後井上君にも其の問題について御話をしたのであります。が、そんなに氣にするとはないぢやないか、強ひて表立つて私が取消すとか取消さぬとか、そんな目

てから、あなたはゆつくり發言なさつたら宜い。昭和十四年三月十五日の「皇道日報」に「社大黨の反國體的にして醜汚なる斯くの如し」斯う云ふ題で社會大衆黨を極端に攻撃してゐる。此の文の中には井上君のことも書いてある。色々の人のことが書いてあるけれども、私は斯う云ふものを讀む必要がないからそれは省略致します。天理教から誰が三十萬圓貢つたと云ふ名前もはつきり書いてあるが、それも讀まないことに致しませう。其の貢つた人の名前も讀まないことにして「天理教より三十萬圓を貢ひ之を黨の選舉費用に充てた是れ一昨年の事にして元文相平生の祕書岩井尊人之を媒介せり國體を冒瀆する邪教と握手提携するは目的を同じうする人民戰線にあらずや」斯う書いてある、少くとも政府の認めて許した日刊新聞に、天理教から三十萬圓貢つて選舉費用に充てたと云ふことを論斷して書いてある、だから……

〔井上委員「何を云ふ」と叫ぶ〕

○青木委員長 井上君も今井君も議席に着きなさい。
○今井(新)委員 慌てちやいけない斯う云ふ新聞の記事があるから之を根據にして天理教から三十萬圓貢つて居

ると云ふ噂があると云ふことを私は参考に申上げた。それが私の發言の根據です。但し私は社會大衆黨が三十萬圓貢つて居ると云ふことが此の新聞に書いてあるから、自分も貢つてゐると信すると言うことはない。此の點を委員長は認識をせられて、私の發言に根據があるかないか是だけ讀上げれば馬鹿でも分る筈である。分らなければ低能だ。是だけの新聞を讀めば私の發言が相當根據があると言ふことが御諒解になることゝ思ふ。私は委員長に申上げる、苟くも神聖なる帝國議會に於て議員が與へられたる權能に依つて言論を以て自己の態度を表明して居るのに對して、只今井上君のやうな態度は何です、立上つて吾輩に迫つて来る、委員長は井上君の態度に付いてどう云ふ風に御考へになつて居りますか不穩當と御考へにならぬかはつきりと言つて戴きたい。立上つて人に迫つて来る恰も人を脅迫するやうな左様な劣等な態度は私は議員として許すべからざることであると思ふ。委員長から御注意を願ひたい、是だけであります。

(後文略)

以上昭和十五年分

◇第七十六回帝國議會

(昭和十六年)

衆議院豫算委員會議錄

會議(第一回)

昭和十六年一月三十一日(金曜日)午前十時十分開議

出席委員

主査 末松偕一郎君

加藤飼一君、田中好君、木村正義君、久山知之君
大本貞太郎君、三善信房君、前田房之助君、今井
新造君、井上良次君、

兼務

高田耘平君、前川正一君、三宅正一君、三浦虎雄
君、西尾末廣君、中山福藏君、北嶺吉君、中田儀
直君、多田満長君、平川松太郎君、

出席國務大臣

厚生大臣 金光庸夫君、文部大臣 橋田邦彦君

出席政府委員

○今井(新)委員 只今の御答辯は私もさうだと思ひます

(前文略)

まだ幾らか時間があるやうでありますから、宗教のことについて御尋ねしたいと思ひます。

是は昨年も文部大臣に私御話申したのですが、教育は國體明徴の線に飽くまで沿つて教育されなければならぬと同時に、我が國に於ける宗教も勿論同様であらうと思ひます、さう云ふ觀點から私は例へば救世軍であるとか、天理教であるとかと云ふ、所謂國體を無視するやうな、或は「スパイ」の嫌疑を持つやうな、反國體的の宗教團體に向つては、今日まで撲滅しなければならないさう云ふ信念で生き、之を主張して參つたのであります。その一つの天理教であります、が天理教が多年大逆不敬の國體破壊の思想を宣傳致したことは餘りにも明白であるが、調べても二百萬人位天理教の爲に財産を没収されて路頭に迷つて居る者がありますが、「一人ノトコロヲ得サル者アラハ、朕ノ罪ナリ」と仰せられた其の廣大仁慈なる御聖旨に對しても政府

當局が今日まで此の天理教を放任して參つたことは實に言語道斷であると思ふ、是は勿論司法省にも内務省にも關係のあることであります、が、宗教を直接監督なさつて居る文部當局として天理教は轉向した、轉向したからもう宜いぢやないかと云ふやうな間違つた考へが文部當局の今日までの意見だと私は考へて居ります、然し是は断じて私は轉向して居ないと思ふ。根本教義と云ふものが失はれたのでありますから、天理教は宗教として存在価値のないものだ、あれは宗教ぢやない、斯う私は見て居りますが、其の宗教に對する論争は姑く措いて、假令傳した天理教の管長の責任はどうなるか、天理教の管長の責任を文部當局としては處斷しなければ、いかと云ふ私の所論に對して、それは考慮致します、いかと云ふ私の所論に對して、それは考慮致しまして約束致しましたと文部大臣が去年此の部屋で議會に於いて約束なさつた。約束なさつた以上は、私は何等かの御處置があるかと思つたら、今日まで一向さう云ふことを聞かない、之に對して今日までどう云ふやうな御取調べをなさつたか、又現在どう云ふ御考へを持つて居られるか此の點をはつきりして戴きたい。

○橋田國務大臣 天理教の問題に付きましては、明らかに申上げますが、私一向存じませぬ、其の後の経過に付きましては、若し御必要があれば政府委員から御説明申上げます。

○阿原政府委員 只今御話の天理教の問題ですが、數年前問題になりまして、文部省としましては天理教全般に付きましたが、私一向存じませぬ、其の後の経過に付きましたしてはそれ／＼指摘致しまして、改むべきものは改めると云ふことで段々改善して參つたと思ふのであります、まだ私共の考へでは十分だと考へて居りませぬから、さう云ふ點に付きましたしては現在宗教團體法の實施の途中でございますので、吾々としても監督を十分にして遺憾のないやうにやりたい、斯う云ふ風に考へて居ります。

○今井(新)委員 逆もそんな答辯ちや駄目です、さう云ふやうなあなたの答辯なんか、もう今まで耳に辟謔の出來る程、勤いて居る、そんな答辯ちやいかぬ、天理教が轉向したとか、さう云ふことではなくて、今私が聞きたいのは假令轉向したとしても、多年國體を無視したやうな思想を宣傳した其の罪、

と云ふものは消えるものぢやない、大學校の教授が赤掛つたことを書いても起訴するとかせぬとか問題になる。固より當然のことであるが、そんなものと天理教の管長の罪悪と云ふものを比べれば、是は殆ど比較にならぬ程度の罪悪と云ふものを比べれば、是は殆ど比較にならぬ程度の大罪を犯して居る、此の管長を如何に處分するか、管長をどう云ふやうに處置するかと云ふことを私は伺つて居る、是は去年ですよ去年私と文部大臣が固く約束した、文部大臣は初め、天理教の管長の處分と云ふことになりますと事が面倒だ、斯う言ふ、私は何が面倒である、面倒だと云ふことで以て済まされる問題か、詰らぬことを大臣言つてはいけませぬぞと言つた、其の結果大臣は必ず考慮致しますと明示した、考慮すると言つた以上は、今日まで一年間棄てゝ置いたとは思はれない、此の點もう一度管長の責任をどうするかと云ふことをはつきり御答辯願ひたい、御答辯出來なければ宜しい、或は、あなたの方の手には負へないかも知れない、さうならさう私は又考へる。

○菊池政府委員 天理教の問題に付きましては、私も從前幾らか聞及んだ記憶があるやうでございますけれども實際の所其の後當局も大分迭つて、本當のことについて

能く調べを致して居りませぬ、併し只今宗教局長から申

上げましたやうに、此の宗教團體法の實施に伴ひまして教義、宗制其の他諸般の重要なことに付きましては、目下色々取調べて居ることもあります、さう云ふ場合に篤と一つ研究致したいと考へます。

○末松主査 今井君まだありますか、簡単に願ひます。

○今井(新)委員 其の點はそれで宜しうございます、是以上、何を申しても效果がありませぬ、文部當局は宗教監督の任にある以上、もう少し深刻に真剣に國家の爲に考へて當つて戴きたい、是だけ申上げて置きます。

(後文略)

會議(第一回)

昭和十六年三月二十日(木曜日)午後二時十六分開議

出席委員

委員長 西村茂生君

理事 高見之通君、理事 福田關次郎君、理事 壊川正藏君、理事 森下國雄君、理事 高橋義次君、

伊東岩男君、今井新造君、小山亮君、岩瀬亮君、

大内竹之助君、河合義一君、駒井重次君、清水德

太郎君、田代正治君、瀧澤七郎君、津倉龜作君、

玉野知義君、中村梅吉君、濱地文平君、眞鍋勝君

生田和平君、松浦周太郎君、松本治一郎君、村瀬

武男君、淺沼稻次郎君、山元龜次郎君、

三十日淺沼稻次郎君當選せり

出席國務大臣

内務大臣 男爵平沼祺一郎君

出席政府委員

外務書記官 武内時之助君 内務次官 萱場軍藏君

内務省地方局長 留岡幸男君、内務省警保局長 橋

(44)

るのであります。

尙ほ此の機會にあと一點御伺ひ致したいのであります
が、法の神聖尊嚴と云ふものは飽くまで國家として保持
しなければならぬと云ふこと、是は論するまでもないの
であります。が、從來動ともすると法律と云ふものが、弱
い者に對してはドシ／＼嚴格に勵行される、併し非常に
權力のある者、力のある者、高位高官に對しては法律も
其の威力を發揮することが出來なかつた、雜魚は網に引
掛るけれども、呑舟の魚は多くは逃れるやうな事例が多
多あつた。斯う云ふやうなことに對して法の尊嚴神聖に
對して國民の間に之に對して相當の不安不平不信の聲が
あつたことは事實だらうと考へて居ります。そこで先般
も治安維持法の改正案御提出をになりました時にも十分
論議されました如く我が國に於きましたは、苟くも國體
の尊嚴を傷つけ、國體の變革を圖るが如き、行動及び思想
私有財産の否定を圖る思想及び犯罪に對しては、飽くま
で徹底的に取締らなければならぬ、又厳格に法を勵行し
なければならぬと云ふことは因よりであります。私は
平沼内相も御記憶があるだらうと思ひますが、あなたが
總理大臣をなさつて居つた時に、其の時の司法大臣に御

(45)

本清吉君、内務省土木局長 成田一郎君、内務省計
畫局長 藤岡長敏君、内務書記官 三好重夫君、神
祇院副總裁 飯沼一省君、大藏書記官 梅北末初君
大藏書記官 日下部滋君、司法書記官 石田壽君、
文部書記官 柴沼直君、農林書記君 岡本直人君、
商工次官 小島新一君 商工省振興部長 焼義臣君
商工書記官 末永術君、遞信省經理局長 山田良秀
君、鐵道省經理局長 平山孝君、拓務書記官 中野
勝次君、厚生書記官 生悅住求馬君

(前文略)

○今井(新)委員 御考へのある所は諒承致しました。言
論を尊重すると云ふことは飽くまで當然のことでありま
して、假にも正當なる言論を壓迫すると云ふやうなこと
があつてならないことは、申すまでもないのです。唯私共の憂ふるのは、眞に一億一體となつて此の國難を
突破しなければならない、斯う云ふ際に假にも國論の分
裂を來すやうな國家に害を與へるやうな言説に對しては、假借なく
又國民に不安を與へるやうな言説に對しては、假借なく
御取締りを願ひたい、斯う云ふことを私は要求致して居

断乎たる行政處分に附されたことがあります。私共の見る所では天理教の罪悪と云ふものは「ひとのみち」大本教の如き比でない、より以上今日まで罪悪を犯して居る、斯う云ふやうに私共信じて居ります、吾々専門的知識なき者さへさう云ふやうな考へを天理教に對して持つて居るのでありますから、行政上其の監督の任に在る内務當局と致されれば、當然多年問題になつて居る天理教の内容と云ふものに對して、今まで御研究なされて居られたことゝ私は信じます。眞に御研究なつたとするならば、それが果して治安上差支へない宗教であるかないと云ふことは、是は直ちに分明するであらうと考へて居ります、さう云ふ觀點から私は文部・司法のことは別と致しまして、行政監督の任に在る内務省として、今日まで天理教に對して御調査をなさつたことがあるか、天理教の責任者を御取調べになつたことがあるか此の點に付いて御尋ね致します。

○平沼國務大臣 宗教の内容に付きましては監督官廳の取締に信頼を致して居ります、又是が犯罪になるとか或は治安を害するとか云ふ事實が現はれましたならば、直接内務當局司法當局に於て之に對して處分を致すべき筋

合のものと考へて居ります、是まで内務省に於きまして最近に於きましては其の當事者を呼出して取調べたと云ふやうなことはございませんか。

○今井(新)委員 丁度警保局長が御見えでございますから御尋ね致します。警保局長の今まで御承知の範圍に於て、私の今大臣に御尋ね申上げたことに付いて――是は餘り儀式張つて質問だと答辯とか云つたやうなさう云ふことでなく、私は國家の爲に眞に此のことを申上げて居るのでありますから、どうか當局に於かれましてもざつくばらんに、肚ありつだけのことを仰しやつて戴きたいと思ひますが、如何でありますか。

○橋本政府委員 御尋ねの點に付きましては安寧保持の觀點より深き關心を拂つて居ります、大臣の御述べになりました通り、其の結論と致しまして明確なる事實を責任のある私共に於て握りました時は、決して其の處斷に躊躇致しませぬ、御安心を願ひます、是以上のことは此の席では一寸御答へ致し兼ねると思ひます、御諒承願ひます。

○今井(新)委員 一先づ此の程度で宜しうございます。

(中略)

○今井(新)委員 先程は内務大臣が御急ぎのやうでございましたから一先づ打切りましたが、尙ほ警保局長に御尊ね致したいと思ひます。天理教のことについて深く關心を拂ふ、斯うあなたは仰しやつたと思ひますが、どう云ふ程度の關心でございませうか、出來るだけ其の内容を御説明願ひたいと思ひます。

○橋本政府委員 深き關心を拂ひつゝあると申上げたのであります、其の前提と致しまして、安寧秩序保持の觀點より深き關心を拂つて居る、斯う云ふ風に申上げたのであります、隨ひまして大臣からも御答辯がありましたが、文部省より色々警告、戒告をせられたやうな結果、如何に教義其の他のものがなつて居るか、又色々教團に關係致して居る主なる人の動靜はどうか、一寸是れ以上此の席で申上げるのは如何かと思ひますが、さう云ふ方面に付きました深い關心を拂つて居る、斯様に申上げた次第であります。

○今井(新)委員 先程も申しましたやうに私は四年も前から毎年此の問題を政府に御尋ねもし、政府の處置を迫

つて居るのあります、先刻も申しましたやうに、國の法律と云ふものは弱い者だけ取締るのではない。如何なる權力を持つた者でも、悪い者は斷乎として取締るのだ。斯う云ふ事實を政府が御示しにならないと、國民が法に對する不信不安を抱くのであります。先刻も申したのであります。天理教の罪は斷じて許すべからざるものであると私は固く信じて居る、内務當局として曾て大本教であるとか「ひとのみち」とか云ふやうなものを壊滅處分に付したけれども、一體此の大本教と「ひとのみち」はどう云ふやうな理由で云ふ御處分になつたのであるか、此の機會に御説明願ひたいと思ひます。

○橋本政府委員 一寸此の席で其の内容を御話することは憚りたいと存じます。

○今井(新)委員 是は祕密會でも開いて戴いて、私徹底的に伺つて見たいとも思ふのですが、要するに事は國家の一番重大な事です。國體の變革、私有財産の否認、是れ以上の罪悪はない。御承知かも知れませぬが天理教の大逆不敬のことに付いてはもう十年も前から之を告發して居る憂國の士が現に生きて居る。然るにも拘らず司法當局は十年間捨てゝ顧みない、こんな馬鹿なこと

が法治國にあべることですか、而も先刻も申上げたやうに、天理教が不淨の財を集め、さうして國家の中権機關に之をばら撒いて居ると云ふやうなことを公然と發表して居る者がある。此の一事だけでも國家の名譽の爲に、威信の爲に一日一刻も捨てゝ置けない問題であらうと思ふ。然るにも拘らず告發してから十年間も天理教のみ取調べぬと云ふことは、私は國家の威信が何處にあるかと憂へて居るのであります、先程内務大臣は治安の維持を害するやうなことがあれば、當然内務當局としても取締りますと言はれましたけれども、天理教の今日までやつて來たことが果して治安を害して居らぬかどうか、御考へは如何でございませうか。

○橋本政府委員 安寧秩序を棄るや否やと云ふ點に付きましては、私は特に深き關心と注意を持つて居ると云ふことを申上げたのであります、此の解釋は責任ある當局に御委せ願ひたいと存じます。

○今井(新)委員 其の御答辯ではどうもまだ能く分らなければいけません、一體天理教の教義其のものが大逆不敬である、宗教團體に對する監督官廳の文部省は勿論、宗教に對する行政處分權を御持ちの内務省として、天理教の教義其

のものを今日まで御研究になつて居らぬと云ふことはあるべきことではない、當然御研究になつて居ると思ふ、御研究になつて居れば、天理教の教義が反國體で、許すべからざるものであることは既に御分りになつて居るであらう、さうだとするならば、改善したと文部省は言つても私は改心して居らぬと思ふが、暇令改善したとしても、多年に亘つて皇室の尊嚴を冒瀆し、國體を無視した教義を流布宣傳した其の罪は當然處分しなければならぬものと思ひます。それから内務省でも既に御取調べになつて是はもう御分りになつて居るであらうと思ひますが天理教に財産を沒收されて路頭に迷つて居る者が現に二百萬人位はある。

「一人ノトコロヲ得サル者アラハ朕ノ罪ナリ」

と仰せられた宏大無邊の御聖旨に對しても、天理教に財産を沒收されて食ふに困つて路頭に迷つて居る者が現に二百萬人ある、之をどうするか、教義が大逆不敬で、私有財産を否認し、良民から財産を押取して食ふ物もない窮民を此の戰時下に於て二百萬人も出して居る、安寧秩

會議(第三回)

昭和十六年三月二十二日(土曜日)午前十時三分開議

出席委員

委員長 西村茂生君

理事 高見之通君、理事 高橋義次君、理事 鹽川

正藏君、理事 福田關次郎君、理事 田中養達君

伊東岩男君、今井新造君、小山亮君、江原三郎

君、大島寅吉君、河合義一君、木村淺七君、清水

徳太郎君、田代正治君、瀧澤七郎君、津倉龜

作君、玉野知義君、濱地文平君、眞鍋勝君、生

田和平君、松浦周太郎君、松本治一郎君、浅沼

稻次郎君、山元總次郎君

出席國務大臣

文部大臣 橋田邦彦君

出席政府委員

外務書記官 武内時之助君、内務書記官 三好重夫
君、大藏次官 廣瀬豐作君、大藏省主計局長 谷口
恒二君、大藏省主税局長 松隈秀雄君、大藏書記官
梅北末初君、大藏書記官 日下部滋君、營繕管財局

序を棄すなんて云ふことより、それ以上重大のことです、斯う云ふことに對してはどう云ふ御考へを以て御臨みになるか、私共眞に國家の爲に眞剣に内務當局も之に臨んで戴きたいと思ふ、山中重太郎と云ふ者が憂國の至誠止み難く十年前に天理教を告發致しました。其の山中重太郎と云ふ者は今年七十三歳であるが其の苦節苦闘の山中老人が天理教を恐喝したと云ふ惡名を以て陥し穴に落すやうなことをして一昨年の秋、大阪へ引ッ張つて行かれました。大阪の何とか云ふ警部が此の老人に、天理教に對する君の告發を取下げて呉れと言つて頼んだ、と云ふことを直接山中氏から耳にした、警部が天理教に對する告發を取下げて呉れと言ふ必要が何處にあるか、私はさう云ふ話を聞くと、愈々奇怪な問題だと思ふ、併し是以上申上げると、是は色々御差障りもありませうし、又國家の爲に申しても却つて國家の爲にならぬやうなことがあつてはいかぬから、此の質問は此の程度で差控へますから、内務當局はどうか本當にしつかり國家の爲に命懸けてやつて戴きたい、是だけ申上げて置きます。

(前文略)

理事 入江昂君、陸軍次官 阿南惟幾君、陸軍主計
少將 栗橋保正君、海軍少將 岡敬純君、司法書記
官 石田壽君、文部省圖書局長 松尾長造君、文部
省宗務局長 阿原謙藏君、文部書記官 柴沼直君、
數學局長官 藤野惠君、農林書記官 岡本直人君、
商工省振興部長 堀義臣君、商工書記官 末永衡君
遞信次官 山田龍雄君、遞信省經理局長 山田良秀
君、鐵道省經理局長 平山孝君、拓務省管理局長
副島勝君、拓務書記官 中野勝次君、厚生書記官
生悅住求馬君、保險院簡易保險局長 前田穰君
委員長の許可を得て出席したる者左の如し

中山福藏君、小谷節夫君、板野友造君

(前文略)

○西村委員長 今井新造君

○今井(新)委員 宗教局長に御尋ね致しますが、改めて申上げるまでもなく、宗教の正邪善惡と云ふものが民心に及ぼす影響の重大なることは、申上げるまでもないことであります。さう云ふ觀點から私は國體に副はざるやうな所謂淫祠邪教は、斷じて撲滅しなければいけない、

○阿原政府委員 御答へ申上げます。只今御尋ねのありましたやうに、天理教に付きましては昭和十三年の末に文部省から警告を發しまして、それ／＼注意すべき事項を示達したのであります、それに基きまして、天理教に於きましても文部省の注意した所を諒とせられまして、それが／＼刷新改善をやつて行かれて居るのであります、或は革新委員會を作るとか、或は又教義に付いて新しく教

調べを進められたか、其の経過に付いて一應御説明を願ひたいと思ひます。

斯う云ふ信念の下に四、五年來天理教や救世軍の問題に付いて當局に御警告申して居る譯であります、實は此の問題に付いて昨日も内務當局に御尋ね致しました所、内務當局も今後重大なる關心を拂つて天理教に付いては臨む、斯う云ふ御言明があつたのであります、其の際平沼内務大臣は、宗教の監督は文部省が致して居る、天理教に付いても既に文部省で警告をして、天理教自身も反省をして居ることゝ思ふ、斯う云ふ御話があつたのであります、何にしても是は昭和十三年からの議會の問題であります、私が議會で問題に致しましてから今日までに、此の天理教に對して、文部省はどう云ふやうな御取調べを進められたか、其の経過に付いて一應御説明を願ひたいと思ひます。

(52)

○阿原政府委員 其の時警告を發しました極く大體の要項を申上げます、第一に教義、儀式、或は行事等は總て教典に依りまして、苟くも之に違反しないやうに御願ひしたいと云ふことが一つであります、それから問題になりました泥海古記であるとか、さう云つたものは爾今一切之を取扱はないと云ふこと、それから布教の態度、言説に付きましては、十分注意を加へまして、殊に教信徒の財物醸出、或は醫療妨害等に關する從來の非難は此の

なことが、大體の項目であります。

○今井(新)委員 只今文部當局が天理教に棄てろと御命令になりました泥海古記のことであります、私は是が問題だと思ふ。此の棄てろと命じた泥海古記の内容が天理教の根本教義になつて居る、而も此の根本教義である泥海古記の内容と云ふものを仔細に検討して見ますと、是は私が説明するまでもなく、文部當局も能く御分りになつて棄てろと御命令になつたのでありますから、十分御分りのことと思ひますが、大逆とも不敬とも、言語道

(53)

断、世の中にあります一切の大逆不敬の文書より、是以上に大逆不敬の文書はないと云ふ程、私が今此處で御話することも、私自身恐ろしくて申上げられない程の大逆不敬である、それが根本教義である。國體の變革を企てる居つて、皇室の尊嚴を冒瀆して居る、文部省で棄てろと御命令になつて天理教では棄てた、斯う仰しやるのですが、根本教義を棄てて天理教と云ふものが果して宗教として價値があるか、根本教義を棄てて宗教の存在の價値があるか、私は此處を御尋ね致したい。斯う云ふことを私が申しますと、所謂泥海古記と云ふものは根本教義ではありませぬ、天理教の教典と云ふものは文部省で許した天理教教典と云ふものがござります、是でやつて居るんです、泥海古記と云ふものは文部省では認めなかつたのです。表の門ではなく裏の門ですとあなたは仰しやるであらうと思ひますけれども、若しさう云ふ御答へであるならば、是は天理教の實體を少しも御存じない御説だらうと私は信じます。天理教の顧問が平生鉢三郎で、其の平生氏の祕書の岩井尊人と云ふ人が著はした泥海古記の註釋に書いてあります、天理教では信者のことをお道の人と言つて居りますがお道の人にして此の泥海古記

を體得せんば、その人自身はお道の人ではない、泥海

古記が天理教の憲法だ、泥海古記が是が天理教の根本教義だと云ふことは明白になつて居る。さうして見るならば根本教義を棄ててそこに宗教として存在の價値があるかどうか、宗教ではないではないか、斯う云ふ結論になる、だから今宗教團體法に依つて既存の宗教の統合であるとか、整理をなさつて居る場合にはさう云ふ所に能く御着眼なさつて、宗教でないやうなものを宗教として認めることが悪いなら存在させて置くこと自體が私は奇怪千萬だと思ふ、之に付いて一つ御所見を承りたい。

○阿原政府委員 只今の今井さんの御言葉に對して言葉を返すやうで申譯ありませんが……

○今井(新)委員 いいえ、申譯ないなどと云ふことはありません。

○阿原政府委員 天理教としましては文部省の認めて居りまする教典と云ふものが存在致します以上、やはり天理教の存在と云ふものは、今後十分指導監督の下に續けさして行きたい、斯う云ふ風に考へて居ります。

○今井(新)委員 其の點は見解の相違として、後で又申上げることとしまして、それでは今私が申上げましたや

うに、文部當局が反國體的の許すべからざるものであると云ふ御見解の下に天理教に廢棄を命じた、左様な國體に反するやうな宣傳を長いこと致して居つた天理教の管長の責任はどうなるか、棄てろと云つて棄てたからそれで宜いではないかと云つて済まさるべきものではないと私は思ひます、先般も其の事に付いては他の委員會の席上でもあなたにも申上げたのですが昨年も決算委員會の時に、時の文部大臣に對して私が此の點を迫つて居る、天理教の管長の責任をどうするのかと御尋ね致しました時に前松浦文部大臣は管長の責任と云ふことになりまことに、事甚だ面倒でありますと仰しやつた、事苟くも大逆不敬の思想を宣傳した者を處斷するのに天理教の管長であらうと何處の管長であらうと嚴たる法律がある以上事が面倒だなんて云ふことで断じて済ませらるべきものではない、前々からも申上げました通り、由來天理教に限らず、金光教でも救世軍でも、宗教と云ふ團體には有力者が背後にいる、さうして其の悪を庇ふ、天理教の如きは現に私は屢々申上げました、昨日も申上げましたが、高位高官でも天理教から金を貰つて居る者がある、政黨の總裁でも貰つて居る者がある、政黨の運動資金にも天

理教から金が出て居る、凡ゆる國家の有力方面へ天理教は金を撒いて、自分の罪惡を隠蔽して居る、と公表されてゐる、斯う云ふ行為をして居ります以上、それに付けても監督官廳としては此の天理教管長の責任と云ふものを受け付けては去年からの問題です、本來ならば當然起訴されるのではないかと考へる、責任をどうするかと云ふことに付けては去年からの問題です、本來ならば當然起訴され刑務所へゆくべき人だと私は思ふ、それが何等責任も問はれず、自分も責任を感じず、社會に罪惡を陳謝せずして、依然として管長の現職に在つて信者に號令して居ると云ふことは、人を救ふ宗教を司る人にもあるまじき厚顎無恥の態度だと私は思ふ、私は何等天理教の管長に一片の恩怨情實はないのですが、國家の爲に之を言はざるを得ない、管長の責任をどうするかと云ふことに付いてどんな御考へを御持ちになつて居るか、又今後どう云ふやうに之に臨まれるか、其の點を御説明願ひたい。

○阿原政府委員 只今御尋ねの點に付きましては、私當時の事情は能く知りませぬが、昭和十三年末文部當局から警告した當時、管長に對しても相當の戒告を加へたと思つて居ります、それに對しまして管長としても十分謹

慎の意を表し、今後十分注意してやつて行きたいと云ふことを言つて居られるやうに聞いて居ります、私と致しましては、それ以上今管長を追及すると云ふ考へは持つて居りませぬ。

○今井(新)委員 それも其の程度で此の場合措くことにして、泥海古記であるとか御筆先であるとか御神樂歌とか云つたやうなものを一切棄てて、専ら天理教は更生する、更生して居る、斯う仰しやるならば、一體何を以て天理教は教義教典と致して居りますか、何かあるのでございますか、天理教の教義と云つたやうなものが、泥海古記より外に何かありますでせうか、御尋ね致します。

○阿原政府委員 私もさう専門になりますと能く存じませぬが、大體天理教教典に依つて居るのではないかと思つて居ります。

○今井(新)委員 天理教教典と言ひますと、それでは御尋ね致しますが、私は文部省が御認めになつて居る天理教教典其のもの自體が既に大不敬ちやないか、無論宗教に責任のある宗教局長ですから天理教の内容を御検討になつて居ることと思ひますが、内容を御検討になつ

た上の御答辯でありますか、御尋ね致します。

○阿原政府委員 先程申上げましたやうに天理教教典に付きまして改むべきは改めまして、更に又天理教教典衍義と云ふものを作りまして、其の趣旨を敷衍致して居ります、其の内容に付きましては、さつとありますがあ目を通しましたが大體差支へないやうに思つて居ります。

○今井(新)委員 實は十年前に昨日も申述べましたやうに山中重太郎と云ふ御老人が天理教を大逆不敬、詐欺、恐喝で告訴した、所が司法省の方ではまだ一回も御取調べがない、是は司法大臣において願つて私から御尋ね申上げる筈でありましたが、おいでになりませぬから何れ日を改めて御尋ねする考へであります、今の文部省が御認めになつて居る天理教教典と云ふものは本當の教典ではないぞと云ふことを——天理教の最も實權を握つて居る松村吉太郎と云ふ人があります、御存じだと思ひますが、どつちかと言ひますと、管長は「ロボット」なので、實權は此の松村吉太郎が待つて居つて號令して居る、此の松村吉太郎の女婿である人が天理教教典要義といふものを發行して居る、其の要義に天理教教典は表面

天理教の教典であるけれども、是は本當の教義ぢやないのだ、本當の教義は泥海古記、御筆先、御神樂歌等につて、是は文部省や社會に對する表面の道具に過ぎないと云ふことをはつきり言つて居る。此の人が言つて本になつて居る。斯う云ふことを考へますと私の申上げますことが能くあなたに御分りになるであらうと思ひますが、そこで文部省は唯一の教義教典と仰しやつて居る、其の教典の内容に付いて御尋ね致したいのは、天理教は大體天地を造つたのは天理王尊である、人間も天理王尊が造つたのだ、天孫降臨の事實も否定して居る、日本の國史、國體、古事記全部を否定して居る、それから此の天理教の教典の中に、國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、大苦邊尊、而足尊、煌根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、大日需尊、月夜見尊、此の十柱の神様が——是は御承知の通り日本の宮中の奉齋神ではせられる神様です、所が天理教教典には此の十柱の神を總稱したものが天理大神であると明記いたしてある、是が私は大不敬罪であらうと云ふのである、日本の神様と云ふものは實在の神様である、人格の神様である、御一方々々が實在の神様である、人格の神様である、天理大神なんてものは日本にはない

でせう、架空の神様である、空架、妄想、空想の神様である、妄想から現はれた天理大神などと云ふものが此の國祖と言ふべき十柱の神を總稱したものであると書いてあることそれ自體が大不敬だと私は思ふ、是は神位天位を観覧するものだと思ふが、其の點如何でござりますか。

○阿原政府委員 只今御話になりました點は重大な問題であります、私から輕々と一寸簡単には御答へ申上げられないことではないかと思ひますので悪しからずひとつ……

の天理大神が人間として生れて來たのが天理教教祖の中山ミキだ。さうして泥海古記の解釋に依ると、其の中山ミキが眞の神、實の神で、其の外の日本の神は全部嘘神空神だと言ふ、日本にありと凡ゆる神様を嘘神、空神と言つて、眞の神、實の神は天理王尊以外にはないと言ふ此の天理大神が人間の姿で現はれた大和國山邊郡丹波市町三島の地こそ人類發祥の地だと云ふ、天孫降臨の史實を否定して居ります、さう云ふことになつて居りますから是は許すことが出来ないと思ふ、最後に私は申して置きますが、此の天理教と云ふものは文部省でどんなに改善しろとか、改良しろとか言つても實質的に断じて出来ないことになつて居る、斷じて出来ませぬ、調べれば調べる程私は出来ないと思ふ、取潰すより外に仕方がない私共の考へでは現在六億七億と云ふ金もあるさうでありますから、逆産沒收では政府が没收して、さうして飛行機でも潜水艇でもどん／＼造るが宜い、財産を没收された二百萬の窮民も救はねばならぬ、天理教を解散すれば信徒が動搖を起す、さうなれば困るなどと言つて辯護する者があるさうであります、信徒なんと云ふものは善良な愚民ですよ、天理王様を拜めば病氣が癒る、さつ

きあなたは「日の寄進」の御話を仰しやつたが、私が私有財産沒收、共産主義の實行だと言ふのはそこです、天理教に入つて御覽なさい、昨夜も一昨日も私の所へ新聞を見て被害者がやつて來た、報知新聞の大山君の叔父さんも三十萬圓も取られて裸になつてしまつたとのことであります、一たび天理教に入つて御覽なさい、「埃の理」「塵の理」などと言つて誠しやかに説教する、今でもやつて居ります、人間が病氣になつたり困つたりするのは埃を取らないからだ、塵を取らないからだ、其の埃とは何ぞや、塵とは何ぞやと言ふと、それは財産だと言ふ、だから「日の寄進」で以て其の財産を天理王に納めれば病氣が治ると言ふ、實際に私有財産否認を徹底的にやつて居る、だから「田を賣り給へ、畑を賣り給へ、柿の木一本首吊り給へ、天理王の命」などと世間で言ふ、こんな馬鹿な宗教は日本に一日も存在すべからざるものであるから、能く御研究になつて、斷乎たる處置を此の天理教に對しては御執りになることを私は國家の爲に之を力強くあなたに申上げて置きます、是で終ります。

○西村委員長 板野君に委員外の發言を許したいと思ひますが、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは板野君。
○板野友造君 私も今の質問に牽連して唯一つだけ御伺ひしたい、是は昨年の四月一日から宗教團體法が實施せられ、其の附則所謂經過法に於て、此の實施後一年以内に、即ち昨年の四月一日から一年以内に各教派、宗派に於ては其の教規、神道で言ふならば何々教の規則、佛教で言ふならば何々宗の宗則、此の教規宗則を定めると云ふ規定がある。そこで昨年の四月一日から丁度一年ですから、此の月の三十一日までに此の規則を日本國中の神佛各教宗派共皆持へなければならぬ、所が文部省の方では、其の教規を定めるに先立つて先づ文部省に内閣を乞へ、先に見せる、斯う云ふことを各宗流に對して仰しやつた、そこで各宗派ともどんどん其の所謂教規宗則の原案を文部省に内閣に供して來て居る、そこで此の際私は今井さんの御質問の通り、宗教は一面に於て極めて恐るべきものであることは、是は申すまでもありませぬ、併しながら宗教を健全に發達させたならば、今日國民精神の作興と申しますか、國民精神の健全を圖らなければな

らぬ今日に於て、此の宗教を巧く監督して、さうして眞に其の使命を果させたならば、隨分效果は擧がるのである、併し其の監督を誤り、或は取締に缺くる所があつたならば、それは恐ろしい力を持つて居るものであるから今井さんの仰しやつたやうな結果が起きる、そこで此の教規宗則を三月三十一日までに認可をなさる、其の認可をなさるには、一口に言へば如何なる方針に依つて認可不認可を決定するか、即ち教規宗則を立てる根本方針なるものを承りたい、尙ほ此の言葉だけでは御分りになりにくいと存じます、私共は一昨年の議會で成立した宗教團體法、是は不埒な宗教を叩き潰すものであることは勿論であります、各教宗派の健全なる發達を圖り、且つ其の使命を果さすと云ふことが、此の法律制定の目的の宗派を主として、さうして今日實際に於て現はれて居る管長と云ふものは宗教に對して從の立場に置かなければならぬ、各教宗派が主であつて、其の管長たるものは從たる一つの機關である、斯う見る、所が今日の實際を見又三月三十一日に切迫したる今日の實際の有様を見ます

と、文部省殊に宗教局長の所へどん／＼出掛けた來るのは、是は多く私は管長運動だと思ふ、即ち管長が主になつて居るやうに感する、是では困るのです、さうして其の管長に依つて、其の教派の何々教若しくは何々宗を食ひ物にされでは堪らぬ所が實際それがあるのです、それだから玆で文部省が此の規則の認可、不認可を決定される根本の方針と云ふものが、ちゃんと決まつて居なければならぬ、私は宗教の名前は申しませぬが、私の驚いたのは、此の教規、宗則には勿論管長を決める條項を決定しなければならぬが、此の教派は全國の教會、全國の信徒を集めて、教規審査會とか云ふやうなものを作つて、免に角新しい規則を拵へた、是は一つの例ですが、其の規則に於ては管長を決める方法は、選舉に依ると決定をした。だから是は勿論文部省の方へ參つて居ります、此の選舉制度を取ると云ふ理由は、全國幾萬、幾百萬の信徒、教徒、是等の中から管長を選ぶとすれば、其の方法としては公正なる選舉に依る外ないと云ふことで、選舉と云ふことに決めてしまつたのであります、所が選舉に依ると甚だ自分の不利を感じる管長さんなどがあるらしいのです、さう云ふ管長さんの如きは選舉ではどうし

利己主義と言ふか我利主義と言ふか排他的であつて、許すべからざる思想です、又餘り勝手過ぎる、如何なる者が居つても如何なる理由があつても、自分が永遠に死ぬるまで其の地位を持つのみならず、其の子孫をして獨占せしむると云ふのであります、私は文部省はさう云ふ我利が出て来ては、御困りであらうと思ふ。而して斯う云ふ時には何時でも、此の宗教家とか、宗教團體とか、有力者が文部省に運動に行く蓋し文部省に今行つてゐると心ひます、私の知る所では某子爵とか、某貴族院議員とか云ふことで行つて居ると思ひます、是れ以上は申上げませぬが是では御困りであらうと思ふ、併し理論の上から言へば、現管長が世襲的にすつと守ると云ふことは、一蹴してしまへば宜い、けれどもどうも情實運動は一蹴しにくいものだと思ひますから、事實に於ては斯くの如き唾棄すべき事實であると云ふことを、此處で申述べまして、少くとも管長を選定する規則に對する認可方針は何に依るか、本當に適當したやうな適材を、管長に擧げると云ふ方針で行くか、それとも現管長を其の儀採ると云ふ方針で行くか、此の御説明が願ひたい、御尋ねするのは唯是だけです、もう少し言へば、是は今井さんの御

ても自分は當選が出來ない他の者が當選するからと云ふので、某派の某管長は自分を擁護して自分が管長の地位に囁りつく爲に又案を立てて來た、全國の信徒の案は選舉です、所が自分一人で案を立てて、現管長をして此の儘管長たらしむる、而も自分一人ではない、其の子孫をして世襲せしむることと云ふ、實にどうも蟲の好い案を立てて來た、是では勿論現管長は其の儘自分の生涯を安固として管長の地位に立つのみならず、其の子孫がずっと管長で、全然他に幾ら適當な優良なる管長候補者、管長適任者があつても、一切之を排斥してしまう、さう云ふ排他主義の案を立てて來た、それから某教派の案として、全國信徒の希望する選舉法案と、某管長の獨占案とが對立して居る、島田君の言ひ分ではないが、それではどうも某派の案と云ふものは一本にして呉れと、文部省は言はざるを得ないことになる、私がどうも此處で本当に呆れたのは、只今も申したやうに、此の各教派が目的であり、信徒が目的であつて、管長或は其の住職と云ふものは唯其の機關です、所が其の機關たる住職とか管長とか云ふものが、其の地位を獨占し、一切他を入れないのみならず、之を世襲にせんとするが如き、全然是

説もありましたが、眞に恐ろしいものです、兎に角各宗各派と云ふものが、幾百萬の信者を持つて居るのですから、是は本當に尊い神様、佛様だと云ふので言ふ通りになる、拘に恐ろしいものです、ですから此の指導を誤り監督を誤つたら大變です、管長決定の規定に依つて、誰が運動に來ようと、誰が頼んで來ようと、理窟のないことは斷然として、之をはねると云ふことにして貰ひたいと思ふ之に付いて政府の御意見を承りたいと思ひます。

○阿原政府委員 現在の此の非常時局に於きまして、宗教の健全なる發達を圖りまして、宗教家の眞の報國の誠意を致さしめることは、拘に緊要なことであらうと考へるのであります、斯う云ふやうな立場から、宗教行政上に於きましても、從來指導も致し又監督も致して來たのであります、今後又さう云つた意味に於きまして、十分指導監督をやつて行きたいと考へて居る次第であります、先程御話がございましたやうに、現在教規宗則の認可と云ふ問題に絡みまして、教派宗派の中に今日尙ほ認可の期限が迫つて居るに拘らず、内部に紛争を見つかりますものありますことは、私共拘に遺憾に考へる次第であります、是等に付きましては出来るだけ努力

致しまして、期限でありまする今月一ぱいまでに、文部大臣の認可の得られますやうに、現在努力しつつある次第であります、殊に先程の御話のありました管長選任問題に絡みまして、色々の問題の起つて居りますことは、特に私共遺憾に思ひ、又極めて厭やな感じを持つて居るのであります、さうした問題に付きましては、大體私共の考へと致しましては、宗教團體法の精神に則ると云ふことは、申すまでもありませんが、同時にそれ／＼教派宗派には其の教祖、宗祖の教へと云ふものがござりますし、又長い歴史、沿革傳統と云ふものもございまからさう云ふものを十分に尊重しながら、宗教團體法の精神に則つてやつて行きたいと思ひます、殊に教派の現在の實情に付きましては、私共内容を十分精密に探りまして其の實情に適應するやうに指導して行きたいと考へて居ります、さう云ふやうな立場から管長専任問題も取扱つて行きたい、斯う云ふ風に考へて居りますことを此の際申上げて置きます。

○板野友造君 私が今申しましたやうに、自薦運動をして、どうか私の一生涯だけ管長にして呉れ、今では拙者の子々孫々がすつと管長の榮位を占めたいとは言はぬに

しても、それだけは今では拠棄したにしても、どうか自分的一生をと言つて、其の人個人の都合、個人の榮位、個人の利益の爲にはそれが宜いでせうが、それは理窟がない、現在衆議院でも貴族院でも、之をすつと生涯議員の現職にして、さうして其の子孫まで議員にすると云ふやうなことを言ひ出す者があつたら、是は氣違ひと云ふ外はないでせう、そんなことをされでは迷惑に感する議員も多數ありません、中には其の方が便利と云ふ人もあります、が、一生涯管長を其の儘にしろなどと言ふは理窟がない、自分が榮位を得、自分の權益、自分の都合の爲にやる、而して此の重要な各教派の管長がそれをやると云ふことは、文教の上に害がある、さうした自薦運動の目的を達するが爲に、某子爵、某貴族、某議員の他有力な者をどん／＼寄越す、さう云ふ自薦運動に依つて、自分が榮譽と利益を獨占するが如きは、事文教に關し、普通の者がやつても宜くないが、況んや教派の管長たるものが左様なことをやると云ふこと自體が、管長としての資格がない、缺格者と云ふことを現はす、通格缺格はどうでも宜いが、事文教に害があると御考へになりませぬかどうですか。

(後文略)

以上昭和十六年分

○阿原政府委員 私共宗教家に期待する所は、現下のやうな非常時局に於きましては、所謂宗我を捨てまして、赤裸になつて宗教報國をして戴きたいと云ふことを御願ひして居るのであります。さう云ふやうな意味合から、苟くも宗派に捉はれまして、それが爲に宗派が治まらぬとか、教派が治まらぬと云ふ場合に於きましては、私共は十分反省して貰はなければならぬのではないか、斯う云ふ風に考へて居ります。

○板野友造君 是は三月三十一日までに認可を得なけれどどうなりますか。

○阿原政府委員 宗教團體法で三月三十一日までに文部大臣の認可を得ることになつて居りまして、認可の期限が切れましたものは、宗團法の精神に依つて宗教結社にならなければならぬと考へて居ります。

○板野友造君 有難うございました。

○西村委員長 今後の議事の進行のことに付いて申上げます、今まで政府當局出席の成績極めて不良の爲め、委員會の進行が延び／＼になり、殘餘の期日も切迫して、委員長として洵に遺憾に存じます。(以下略)

411
18

昭和十六年四月廿七日印刷
昭和十六年五月一日發行

編輯人
印 刷 人

風 間 益 三

發行所

七

人

社

東京市目黒區碑文谷一ソ一、二〇五

振替東京一六九九九七

天理教審判

〔定價一部 五拾錢〕

(送料三錢)

七人社印刷所

(本法収録の内容記事については
一切無断轉載を禁ずる)

終



(Y.50)